

○事前評価の結果の政策への反映状況

<新規事業に関する事業評価(事前評価)>

概算要求への反映欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

〔概算要求への反映〕

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「－」を付した。

〔機構・定員要求への反映〕

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「－」を付した。

No.	政策(事業)の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況		
			【政策評価結果の平成20年度予算概算要求等への反映内容】	概算要求への反映	機構・定員要求への反映
1	産科医療機関確保事業(Ⅰ-1-1)	<p>(事業の概要)</p> <p>産科医療機関に対して、</p> <p>① 産科医療機関に勤務する医療従事者の人件費</p> <p>② 医師等の休日代替要員雇上経費</p> <p>③ 医療機器(分娩関係)等の購入費</p> <p>④ 遠隔地からの妊産婦、家族等の宿泊施設の賃上料等の運営費等の補助を行うことで、経営の安定化を図る。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>分娩可能な医療機関の減は全国的な問題となっているため、特に不採算となっている地域の医療については、行政機関が主体的に、地域差を生じることのないよう財政支出等の取組を行う必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>分娩可能な医療機関の確保は、地方(都道府県)においても重要な課題ではあるが、医師の確保や医療機関の維持運営等が困難な状況が多く、これらを財政基盤の弱い市町村等に負担させるには限度があることや、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できるような体制の必要性からすれば、財政支援を含め引き続き、国としても支援していく必要がある。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>本事業の実施により、産科医療機関の経営の安定化が図られ、当該医療機関が存在する地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保が図られることが期待される。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることができる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。</p> <p>平成20年度予算概算要求額:566百万円</p>	○	－
2	医師交代勤務等導入促進事業(Ⅰ-1-1)	<p>(事業の概要)</p> <p>産科、小児科等の勤務医師の過重な労働時間の解消に向け、退職医師、開業医等を活用し、交代勤務制、変則勤務制等を導入する病院に対して、勤務体制の導入に必要な経費を補助し、勤務環境の改善を促進する。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>病院勤務医の確保が困難となっている中で、勤務環境の改善に対しては、個々の医療機関における取組だけでなく、地域医療の確保を図る観点から、行政による積極的な関与が必要である。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>医療法においては、医療従事者の確保を含む地域の医療提供体制の確保について、都道府県が中心となって取り組むとともに、国は都道府県の取組を支援することとなっている。また、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)においても、病院勤務医の勤務環境の改善が盛り込まれており、全国的に重要な課題となっている。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>当該事業を実施し、病院勤務医の勤務環境の改善効果が広がることによって、ひいては、質の高い医療提供体制の確保が図られる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>病院勤務医の勤務環境と比べ、比較的余裕がある開業医を有効に活用すること、また、貴重な医療資源である退職医師を活用すること等によって、効率的な医療資源の配分が行われ、医師の偏在問題の解消につながる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。</p> <p>平成20年度予算概算要求額:426百万円</p>	○	－

3	女性医師復職研修支援事業(Ⅰ-2-1)	<p>(事業の概要) 都道府県が受付・相談窓口を設置し、復職を希望する女性医師に対し、研修受入医療機関の紹介や、復帰後の勤務形態に応じた復帰研修を実施することにより、再就業の促進を図るものである。(交付先:都道府県、補助率:1/2)</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 全国各地の医師不足を訴える声は日増しに大きくなっており、医師不足等の問題は、国・地方自治体の行政機関が主体的に取り組まなければ解決が困難な問題である。 ② 国で行う必要性の有無(有) 医師不足等の解消に向けた取組が着実に図られ、各都道府県の医療提供体制の確保に繋がるものであり、全国的な観点より国においても支援していく必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 女性医師からの復帰研修申込や再就業先相談に対応する受付・相談窓口を都道府県に設置することにより、効果的・効率的な研修受入機関の決定及び研修の実施が図られ、女性医師の再就業の促進、さらには医師確保につながる事となる。</p> <p>(効率性の評価) 受付・相談窓口という形態をとり、再就業医療機関からの情報提供等を活用することにより、再就業に係る研修の紹介・実施を効率的に行うことができる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額:520百万円</p>	○	-
4	新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業(Ⅰ-2-2)	<p>(事業の概要) 現在、新人看護師の研修は就職先の医療機関で行われており、その方法、内容等もまちまちである。平成19年度において、こうした新人看護師の研修のあり方について検討を行うこととしているが、そこでの成果を踏まえ、効果的かつ効率的な研修方法を普及させていくことがこうした課題への対応として重要であることから、看護師学校養成所の卒後直後の新人看護師に対する研修をモデル的に実施し、データを収集し全国的に普及させるための事業を行うものである。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 民間等の医療機関による個々の活動のみでは、データ収集やその全国的な普及は困難であるため、行政の関与が不可欠である。 ② 国で行う必要性の有無(有) データ収集を基本とする以上、各都道府県が主体となって行うのではなく、国が行うことにより、全国的に普及させることが可能である。</p> <p>(有効性の評価) 卒後直後からの新人看護師に対する研修を行うことで、効果的かつ効率的な研修方法を普及していき、新人看護師の離職率の低下、医療安全の確保につながる事となる。</p> <p>(効率性の評価) これまで就職先の医療機関において方法、内容等まちまちだった新人看護師の研修が、データを収集し、そこでのデータを踏まえ、研修内容を検討することにより、全国的に効果的かつ効率的な研修方法が普及するようになる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額:245百万円</p>	○	-

5	健康情報活用基盤実証事業(Ⅰ-3-1)	<p>(事業の概要) 電子化される健康情報の高度活用を図るため、医療・健診等データの相互利用をはじめとする情報共有のための方策、情報技術者のいない医療機関において医療情報を長期にわたり安全に保管するための方策及び個人の健康情報を有効に医療に活用するための方策について検討を行う。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 医療分野のIT化の推進は、内閣に設置されたIT戦略本部によるIT新改革戦略等で掲げられた政府決定の方針であり、技術的中立性を図るうえでも行政の主導の下にIT化を促進するための種々の施策を講じる必要がある。また本事業は実証事業であり、採算性の観点から行政の主導が必要とされる。 ② 国で行う必要性の有無(有) 本事業を実施するにあたり技術的、運用的および制度的課題が抽出されることが予想され、特に制度面の課題解決については、国が制度を所管していることから、国主導で実施する必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 本事業の目標達成により健康情報を医療へ活用できるようになり、医療の質の向上等が期待される。しかしながら、解決すべき課題も多数存在し、それらを抽出・解決するため、実際に実証事業として行うものである。</p> <p>(効率性の評価) 重点計画2007に掲げられた健診結果等の健康情報の個人による活用・全国規模での分析を行う仕組みを構築するため、各省が連携して分野横断的に取り組むこととしており、効率性は高い。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額:145百万円</p>	○	-
6	医療機関・公的機関等への個人防護服(PPE)の確保(Ⅰ-5-1)	<p>(事業の概要) 「医療機関における感染症対策ガイドライン」において、新型インフルエンザ患者に対する診療やケアのために、近づくものあるいはその可能性にあるもの全てが適切な個人防護服を着用しなければならないとされており、高感染リスクにさらされる医療従事者の理解と協力のもと、発生時の円滑な初動体制の確保を目的にPPE(防護服)を備蓄する。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、具体的な行動計画を策定し、医療機関に対しあらかじめ必要な対策を示しておく必要がある。 ② 国で行う必要性の有無(有) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、地方に対し、発生時の対策を策定するよう要請しているが、国の危機管理上の責務として、医療従事者の理解と協力のもと、発生時の初動体制を確保し、社会機能を維持することが必要である。</p> <p>(有効性の評価) 新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることやさらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は、初動体制の確保のために不可欠なものである。</p> <p>(効率性の評価) 新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、発熱外来の医療機関で必要な個人防護服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額:676百万円</p>	○	-
7	医療クラスター(仮称)整備事業(Ⅰ-9-1)	<p>(事業の概要) 平成20年度から、国立高度専門医療センター等を想定した中核的医療機関に隣接して、官民共同研究を推進するための共用動物実験機器、実験設備等を整備する。国立高度専門医療センター等を想定した中核的医療機関に、重点的な開発が必要な難病等の医薬品・機器等の健康人を対象とした第Ⅰ相試験等を実施するための医療スタッフを雇用する。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 本事業は、先進技術による国民の保健衛生の向上に果たす国の役割の一環として行うものである。 ② 国で行う必要性の有無(有) 当該研究は国立高度専門医療センター等の中核的医療機関が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。</p> <p>(有効性の評価) 先端医療技術を創出し、実用化を進展させることで医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の開発が期待できる。</p> <p>(効率性の評価) 出願された知的財産が効率的に実用化されるよう、基礎研究と臨床研究が一貫して実施できる体制とすることで、国民が早期に新たな医療技術による恩恵を受けることができる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額:1,500百万円</p>	○	-

8	再生医療推進基盤整備事業(Ⅰ-9-1)	<p>(事業の概要)          全国8の大学病院等に、再生医療の臨床研究を実施するため、民間が利用可能な動物実験機器、細胞実験機器等の整備を補助する。また、次年度から、再生医療の技術を指導、実施するための研究・医療スタッフを雇用する等の体制整備を補助する。</p> <p>(必要性の評価)          ① 行政関与の必要性の有無(有)          再生医療については、大学等で培われた技術の製品化等の実用化が求められる。しかし、生物学的な高度先進医療であることによる技術の高度性、その投資リスクが高いことなどにより、特に基盤整備には行政の積極的関与が希求される。          ② 国で行う必要性の有無(有)          再生医療の具体化にむけては、散在する複数の大学等研究機関からの研究成果等を統合して行うことが不可欠であり、国が積極的に関与し実用化を推進していく、必要がある。</p> <p>(有効性の評価)          再生医療推進のための基盤体制構築により、再生医療製品の開発過程の迅速化及び新規製品の出現が期待できる。</p> <p>(効率性の評価)          再生医療推進の基盤体制を拠点化することにより、臨床応用に向けた研究成果等や人材を集中的に確保することができ、新規製品の開発の迅速化、国民への保健衛生の向上に係る貢献を早期に実現できる可能性がある。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。          平成20年度予算概算要求額:412百万円</p>	○	-
9	糖尿病等の生活習慣病対策推進費(Ⅰ-12-2)	<p>(事業の概要)          ・糖尿病に関する情報収集し、データベース化により分析を行う。          ・国民、患者、医療従事者向けに最新の予防・治療方法の情報提供を行う。          ・医療従事者向けの糖尿病等の効果的な治療方法の研修を行う。</p> <p>(必要性の評価)          ① 行政関与の必要性の有無(有)          診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。          ② 国で行う必要性の有無(有)          地域ごとの診療データのみでは対象数も限られるため、最良の予防・治療方法を分析するには全国的なデータ収集、分析を行う必要がある。また、全国的なデータ分析を行うことで、医療の均てん化が図られる。</p> <p>(有効性の評価)          糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。          今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、本事業は有効である。</p> <p>(効率性の評価)          医療機関単位、地域単位で予防・治療情報を収集・分析し、全国規模で予防・治療情報をデータベース化することにより、より効果的な最新の予防・治療情報を提供することができ、国民の健康の確保に資することが可能である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。          平成20年度予算概算要求額:426百万円</p>	○	-
10	乳がん用マンモコイル緊急整備事業(Ⅰ-12-2)	<p>(事業の概要)          マンモグラフィ検診により、精密検査が必要になった者への診断精度を向上させるため、乳がん用マンモコイルを整備するがん診療連携拠点病院に対して機器整備の国庫補助を行う。</p> <p>(必要性の評価)          ① 行政関与の必要性の有無(有)          がん対策基本法において、国は、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずること及び適切ながん医療を受けることができるよう、医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずることとされている。          ② 国で行う必要性の有無(有)          本事業を国が行うことにより、全国的に乳がん検診の精密検査の診断精度の向上を図ることが可能となる。</p> <p>(有効性の評価)          本事業により、乳がん用マンモコイルを所有する病院が増加し、乳がん検診の診断精度が向上し、乳がんの早期発見・早期治療が推進される。それにより、乳がんに起因する死亡者数の減少が見込まれる。</p> <p>(効率性の評価)          本事業は、乳がん用マンモコイルを整備しようとするがん診療連携拠点病院に対して、直接国庫補助を行い、機器整備を促進するものであり、精密検査による乳がんの早期発見に関する海外の調査では、他の精密検査よりも、マンモコイルを使用した精密検査の方が効果的であるというものもあり、精密検査において乳がんの早期発見を図るに当たり効率的である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。          平成20年度予算概算要求額:1,110百万円</p>	○	-

11	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化(Ⅲ-2-1)	<p>(事業の概要) 各都道府県単位で保健師、カウンセラー等がコーディネーターとして常駐する「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」を設置し、専門相談機関等事業場外資源を登録し、事業者や労働者からの相談に応じ、相談内容に対応する質の高い事業場外資源を紹介する。また、専門相談機関の相談対応能力の向上支援にも対応する。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 民間部門の活動による場合、地域間でサービスに差の生じる可能性があること、また、民間の相談機関に対する評価において、中立性を担保する観点から、行政機関による調整が必要となる。 ② 国で行う必要性の有無(有) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 事業者等がニーズに応じた最適な相談対応等の支援を受けることができ、事業場におけるメンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な実施が期待され、これにより労働者のメンタルヘルス対策及びそれに付随した労働者の自殺予防が図られることが期待できることから、有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 本事業の実施により、事業者等がニーズに応じた最適な支援を受けることができること、また、都道府県単位に窓口を設けることにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図るものであることから、効率的であると評価できる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額: 145百万円</p>	○	-
12	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設(Ⅲ-2-1)	<p>(事業の概要) 地域産業保健センターに、医師による労働者に対する面接指導のための専用相談窓口を開設し、小規模事業場の求めに応じ、面接指導の実施及び過重労働による健康障害防止のための労働者の健康管理に係る必要な指導を行う。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。 ② 国で行う必要性の有無(有) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額: 108百万円</p>	○	-
13	ワークライフバランス推進事業(Ⅲ-4-1)	<p>(事業の概要) (1) 中央における取組 ① 「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」の設置 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。)に示された「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」の策定とともに、我が国を代表する社会的影響力のある企業がワーク・ライフ・バランスに率先して取り組むことについての合意形成を図る。 ② 先進的モデル事業(全国版)の実施 業種ごとに選定された企業(10企業)がアクションプログラムを策定し、コンサルタントの援助を得ながら、ワークライフバランスを達成する。 (2) 地方における取組 ① 「ワークライフバランス推進会議」の設置 労使、地方公共団体、マスコミ、有識者による会議を設置し、以下を検討、実施する。 ・地域の特性を踏まえた提言の策定・公表 ・地域における実態調査の実施 ・「行動指針」を踏まえた地域目標の設定・周知 ② 支援事業の実施 地域目標達成のため、先進的モデル事業(地方版)、診断サービス事業、好事例の収集・提供等、各種支援事業を実施する。 (3) ワークライフバランスキャンペーンの実施 ワークライフバランスシンポジウム、ワークライフバランスセミナーの開催等により、社会的気運の醸成を図る。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。 ② 国で行う必要性の有無(有) ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額: 1,206百万円</p>	○	-

		<p>(有効性の評価) ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。 本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけでなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。</p>			
14	<p>中小企業雇用安定化奨励金(Ⅳ-2-1)</p>	<p>(事業の概要) 有期契約労働者の希望により正社員に移行することができる制度を新たに就業規則等で定め、かつ、当該制度を活用した労働者が発生した事業主に対し奨励金を支給する。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 有期契約労働者の希望により正社員へ円滑に移行するためには、行政が行う雇用管理に係る指導・援助と相まって必要な支援に取り組むことが効果的であると考えられることから、行政が積極的に関与し、取り組む必要がある。 ② 国で行う必要性の有無(有) 本事業は、国において行う各種支援事業と密接に連携しながら、全国的に取り組むことが有効であると考えられることから、国が直接取り組む必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 制度の導入が進むに伴い、正社員への移行を希望する有期契約労働者の正社員化が進捗し、有期契約労働者であった者の雇用の安定が図られる。</p> <p>(効率性の評価) 有期契約労働者が正社員へ移行することが可能となる制度を定めていない中小企業事業主において、当該奨励金の創設により、ある程度の拘束力をもつ就業規則等にこれらの制度を規定することにより、効率的に有期契約労働者から正社員への移行が図られる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額：395百万円</p> <p>○機構・定員要求 評価結果を踏まえ、定員要求を行った。 (定員要求：雇用指導官129名)</p>	○	○
15	<p>若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等(Ⅳ-3-1)</p>	<p>(事業の概要) ① 若年者の応募機会の拡大等に係る事業主等に対する周知、広報 ① 企業等からの好事例の収集に係る調査研究 若年者の募集・採用及び職場定着・順応の両局面において、企業等を対象にした好事例等について、民間調査研究機関等に委託し、収集・分析等を行う。 ② 事業主向けパンフレット、ポスター等の作成 若年者の応募機会の拡大等に係る指針の内容等について、事業主向けパンフレット、ポスターを作成する。 ② 事業主等からの若年者の応募機会の拡大等に係る相談体制の整備 若年者の応募機会の拡大等について、事業主等の理解を促進するとともに、事業主等からの相談に応じるため、若年者雇用アドバイザーを設置し、上記で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者の応募機会の拡大等のための支援を行う。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。 ② 国で行う必要性の有無(有) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</p> <p>(有効性の評価) 若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、事業主等に対する周知・啓発、助言等の取組を実施することは、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。</p> <p>(効率性の評価) 企業等からの好事例の収集に係る調査研究で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額：192百万円</p>	○	-

16	<p>地域団塊世代雇用支援事業(IV-3-1)</p>	<p>(事業の概要)  平成18年度から改正高齢法に基づく高齢者雇用確保措置を講じることが事業主に義務づけられた。平成18年度の高齢者雇用状況報告によると、確保措置を導入した企業のうち86%が継続雇用制度を導入しており、このうち希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は39%となっている。  このため、これからの継続雇用の対象基準を満たさないことから定年により離職を余儀なくされる者を含む年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等、意欲と能力を有する団塊世代の高齢者に対する再就職支援として、①キャリアコンサルティングの実施、②求職活動支援書の効果的な活用への取組、③就職面接会の開催、④再就職のためのセミナーの開催、⑤業種(職種)転換等新たな分野へチャレンジする者とその成功者等の交流会の開催等を事業主団体に委託する。</p> <p>(必要性の評価)  ① 行政関与の必要性の有無(有)  本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向け求人開拓及び面接会の開催等を実施するものであり、年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等に対するセーフティネットを担う一面を持ち高い公益性を有することから、行政が関与する必要がある。  ② 国で行う必要性の有無(有)  本事業は、団塊世代の雇用機会の確保という全国的な課題に対する事業であり、国において全国的に実施する必要がある。</p> <p>(有効性の評価)  本事業の実施により、団塊世代の雇用機会の確保への一層の支援が可能になり、団塊世代の再就職が一層促進される。</p> <p>(効率性の評価)  本事業は、上記のように高い事業効果をあげることが期待される事業主団体への委託により実施するものであり、手段として適正である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。  平成20年度予算概算要求額：814百万円</p>	○	-
17	<p>精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化(IV-3-1)</p>	<p>(事業の概要)  1 精神障害者は就業が可能であっても、直には雇用率や雇用保険被保険者の適用となる常用で週20時間以上働くことが困難な者が多いこと、事業主側にとっては一定程度の期間をかけて精神障害者の特性を理解する必要があることから、精神障害者の障害特性に応じた支援策として、20時間未満の短時間就業から始め、1年間程度かけて20時間以上の就業を目指すことのできる雇用奨励金(ステップアップ雇用奨励金:仮称)を創設する。さらに、数人の障害者がお互いに支え合いながら働くグループ雇用を奨励するために、事業主が「ステップアップ雇用奨励金」を利用する障害者をグループで雇用し、かつ、担当の支援員を配置して障害者に援助を行う場合は、奨励金の加算を行う。  2 ハローワークにおいて増加している精神障害者の求職者に対応するため、障害特性を十分理解しながら求職活動や職場定着を支援するため、精神障害者の精神症状に応じたカウンセリングを行う精神障害者就職サポーター(仮称)を配置する。</p> <p>(必要性の評価)  ① 行政関与の必要性の有無(有)  平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(アウト数)が2,000人弱にとどまっており、雇用が促進されたとはいえない。本事業は改正障害法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。  ② 国で行う必要性の有無(有)  国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要がある。</p> <p>(有効性の評価)  就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。</p> <p>(効率性の評価)  就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。  平成20年度予算概算要求額：290百万円</p>	○	-

<p>「職業能力形成システム」(通称:「ジョブ・カード制度」)の構築(V-1-1)</p>	<p>(事業の概要)</p> <p>職業能力を向上させようとしても機会に恵まれない者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の就職困難者、新卒者など)を対象に、産業界・企業との密接な連携の下、座学と実習(OJT)を組み合わせた実践的な訓練(職業能力形成プログラム)を積極的に提供する。これとともに、この訓練が適切に行われたことについての評価の認定を行い、その内容やこれまでの職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめ、そのジョブ・カードを労働市場における求職活動に幅広く活用し、就労に結びつけるため「職業能力形成システム」を構築し、その普及促進を図るため、以下の事業を実施する。</p> <p>(1) 産業界が主導する推進体制の整備</p> <p>職業能力形成システムの普及促進を図るため、中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報・啓発及び活用促進事業を実施する。</p> <p>(2) 産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・職業能力評価のための基準づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ モデル評価シート(仮称)の開発等</li> </ul> <p>産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・評価を可能とするため、業界団体の主体的参画の下、企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート(仮称)」を開発する。</p> <p>(3) 職業能力形成プログラムへの参加者の積極的な誘導と綿密なキャリア・コンサルティングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業能力形成プログラムへの誘導のための職場見学・体験講習の実施等</li> <li>○ 職業能力形成プログラムへの誘導を促すため、地域ジョブ・カードセンターにおいて職場見学や体験講習を実施する。</li> <li>○ 参加者に対するキャリア・コンサルティングの実施</li> </ul> <p>ジョブカード交付希望者に対して、ハローワーク等において綿密なキャリア・コンサルティングを行い、ジョブ・カードを交付する。また、キャリア・コンサルタントに対しては、ジョブ・カードの記載方法・効果的な活用方法について講習を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 携帯サイトを活用した情報提供等の体制整備</li> </ul> <p>キャリア・コンサルティング付き携帯サイトを開設し、教育訓練情報や求人情報等の提供を行い、職業能力形成システムへの誘導を図る。</p> <p>(4) 実践的な訓練・職業能力評価を通じた就労の実現と参加者・参加企業等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「実践型人材養成システム」の普及・定着の促進</li> </ul> <p>「実践型人材養成システム」(実習併用職業訓練)を普及・定着させるため、大企業が自らの教育訓練施設等を活用して中小小請企業の実践的な教育訓練を支援するモデル事業等を創設するとともに、訓練経費等の助成を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな有期実習型訓練の創設と訓練実施企業に対する支援</li> </ul> <p>雇用関係の下で実習と座学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練を創設し、訓練や能力評価等に取り組む事業主に対して訓練経費等の助成措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「日本版デュアルシステム」等の拡充</li> </ul> <p>若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、「日本版デュアルシステム」等を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした新たな組み合わせ訓練の創設</li> <li>○ 母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる新たな組み合わせ訓練を創設し、実践的な能力開発を実施する。</li> <li>○ 的確な評価を実施するための「評価者」の育成支援</li> </ul> <p>職業能力評価に関する専門家を活用し、企業における「評価者」に対し、評価手法や「モデル評価シート(仮称)」の活用方法等の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業能力形成プログラム参加者に対する生活資金の融資</li> </ul> <p>職業訓練を受講しやすい環境の整備を行うため、職業能力形成プログラムの受講者に対し、職業訓練受講期間中の生活費の貸付を行う融資制度を構築する。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>当該事業は、平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」において定められている職業能力形成システム(通称:「ジョブ・カード」制度)として、フリーター等の職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人への支援として実施するものであり、公益性が高い事業である。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>当該事業は、フリーター等、能力形成の機会に恵まれない者を対象としてしており、特定の地域に偏ることなく全国的見地から実施される必要があるため、国が行うべきものである。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>当該事業は、職業能力形成機会に恵まれない者を対象として、綿密なキャリア・コンサルティングに座学と企業実習を組み合わせる職業能力形成プログラムを提供し、訓練修了後に評価を行うものであり、これにより実践的な能力が身に付き、就職につながるが見込まれる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>当該事業は、産業界・企業のニーズを反映した職業能力形成プログラムによる、座学と企業での実習を組み合わせた訓練であるため、就職に結びつく実践的な職業能力を得ることができ、雇用対策、職業能力開発施策として効率的な事業と言える。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額:19.951百万円(新規拡充部分:2.147百万円))</p>	<p>○</p> <p>—</p>
---	---	---	-------------------



19	<p>地域日常生活自立支援事業(Ⅶ-1-1)</p>	<p>(事業の概要) 生活保護の受給に至らないボーダーライン層からの相談に応じ、就労の支援などを盛り込んだ自立支援プランを作成する自立支援相談員を市町村に配置し、自立支援相談員が、そのプランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的な支援を行う。 本事業をモデル的に実施する100市町村に対して補助を行う。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層に対して自立支援プランを作成し、自立支援策を講じるものであるが、民間機関においては現時点において、ボーダーライン層に対し自立支援プランを作成する等の知見やノウハウを有する機関は想定できない。 一方、生活保護の決定・実施をする市町村は、日頃より地域の生活保護受給者以外の低所得世帯等にも接し、必要に応じて支援を行っていることから、本事業の実施主体として適当である。 また、本事業は、個人の支援プランを作成する事業であるため、個人情報を取り扱うこととなるが、守秘義務の点においても市町村を実施主体することが適当である。 ② 国で行う必要性の有無(有) 生活保護の受給に至らないボーダーライン層に対する自立支援は、より地域社会に身近な市町村が実施するが、本事業がこれまでにない新たな取組であることから、財政面から国が支援する必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 生活保護の受給に至らないボーダーライン層について自立支援策(自立支援プランの作成)を講じることにより、就業等による自立が見込まれ、生活保護の受給に至ることを未然に防止することについて有効である。</p> <p>(効率性の評価) 本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層への支援であるが、生活保護の決定・実施を行う行政機関を同時に本事業の実施主体とすることは、本事業との連携・連絡にかかるコストを最小限に出来ることから効率的である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額(セーフティネット支援対策等事業費補助金):20,000百万円の内数</p>	○	-
----	----------------------------	--	---	---	---

20	<p>精神障害者地域移行支援特別対策事業 (Ⅷ-1-1)</p>	<p>(事業の概要) 対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員を指定相談支援事業者等に配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図るとともに必要に応じ既に退院・地域移行した当事者による支援等を活用しつつ、退院・退所及び地域定着に向けて主に次の支援を行う。 ・精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動 ・退院に向けた個別の支援計画の作成 ・院外活動(福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等)に係る同行支援 等 ・対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言 ・退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整 等 また、地域体制整備コーディネーターを配置し、精神障害者の退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整として主に以下のような業務を行う。 ・病院・施設への退院促進・地域定着支援のために必要な協力を得るための働きかけ ・地域移行推進員と連携した各圏域市町村における必要な事業、資源(インフォーマルなものを含む。)の点検・開発に関する助言、指導 ・複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言 等</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 平成16年9月に厚生労働省精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、退院可能精神障害者について、10年後の解消を図ることを基本方針として提示し、都道府県単位で医療と保健・福祉が連動した計画的な取組を進め、国としては全国レベルでの計画等を定めることとしている。これを受けて、障害福祉計画の基本指針(平成18年6月)を国が策定し、「平成24年度までに受入条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」とし、都道府県においてもこれを踏まえた障害福祉計画を策定しており、行政の関与が必要である。 ② 国で行う必要性の有無(有) 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において基本方針を提示しているが、現実的には十分な予算が確保できないなどの理由により退院促進事業が実施されていない。 このため、全圏域において確実に実施することが重要であることから、平成20年度から平成24年度までを集中的取組期間として、既存の精神障害者退院促進支援事業を地域生活支援事業から独立させ、新たに特別対策事業として実施することにより、国として地方の取組を支援する必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 平成15年から平成17年までモデル的に実施された精神障害者退院促進支援事業においても、自立支援員を配置し、精神科院内の精神保健福祉士等と連携して個別支援を行うことにより、退院支援に結びついてきたところであるが、本事業において、平成24年までを集中的取組期間として、圏域を全圏域に拡大し、退院後の定着支援も含めて実施することにより、自立した地域生活への支援が充実、強化され、確実な精神障害者の地域移行が期待される。</p> <p>(効率性の評価) 平成24年までを集中的取組期間として、全圏域において、事業実施することにより、効率的に事業の目的を達成することが可能である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額：2.545百万円</p>	○	-
21	<p>ASEAN地域の健康確保対策事業(X-1-1)</p>	<p>(事業の概要) 本事業は、ASEAN地域において地域や職場での保健医療を確立するため、我が国の最良のシステム、経験、ノウハウを包括的に導入することを目的としている。 具体的には、特定の対象国において、地域、職場、地方自治体、医療機関、中央省庁(保健省、労働省等)を連携させるパイロットプロジェクト(試験的事業)を実施し、地域の保健、産業保健水準を総合的に向上させるとともに自立を促進させ、さらにその成果を活用して、対象国以外の国・地域においても同様のシステム普及を図る事業である。 対象国以外の国・地域への効果的な普及を図るためには、各国・地域の労使や各国の保健省、自治体関係者の理解を得ることが必要である。そこで、ASEAN全地域に対し、労使協調体制を構築し労働者の健康確保等の労働安全衛生を促進する事業及び保健省、自治体関係者に我が国の先進事例を学ばせ理解の促進を図る事業を併せて実施する。 事業の実施にあたっては、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関(ILO、WHO)を通じた事業を実施することで、よりの確かつ効果的な事業を実施する。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 本事業は、アジア地域での地域保健・産業保健制度の構築を目的とした長期的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。 ② 国で行う必要性の有無(有) 国際機関を通じての技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。</p> <p>(有効性の評価) ASEAN地域の地域保健・産業保健水準を総合的に向上させることにより、地域住民・労働者の健康を確保することで社会的・経済的安定や発展をもたらす。同地域の安定は、我が国の経済的安定にもつながる。</p> <p>(効率性の評価) 事業の実施にあたり、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ確かな事業を実施することができる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。 平成20年度予算概算要求額：268百万円</p>	○	-

※ 新規事業に関する事業評価書(事前評価)については、平成19年8月31日付けで総務省あて送付している。

<個別公共事業に関する事業評価(事前評価)>

事業名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
簡易水道等施設整備事業	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価するとともに、費用対効果分析を行った。 評価の対象としたすべての事業において、必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、水道法及び事業実施要綱等で定められている事業採択の実施条件を満たしている。	評価結果を踏まえ、8地区を採択する。
水道水源開発等施設整備事業		評価結果を踏まえ、10地区を採択する。
		計18地区を採択する。

※ 個別公共事業に関する事業評価(事前評価)書については、平成19年4月10日付けで総務省あて送付している。

<研究事業に関する事業評価(事前評価)>

事業名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
厚生労働科学研究費補助金による研究事業	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。 評価の対象としたすべての事業において、必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分方針」(平成19年6月14日総合科学技術会議決定)等で示されている評価の観点を満たしている。	評価結果を踏まえ、25事業につき、平成20年度予算概算要求を行った。
がん研究助成金		評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。
基礎研究推進事業費		評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求を行った。
		計27件につき、平成20年度予算概算要求を行った。

※ 研究事業に関する事業評価書(事前評価)については、平成19年8月30日付けで総務省あて送付している。

○事後評価の結果の政策への反映状況

<実績評価(事後評価)>

反映状況分類欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

[反映状況分類]

評価結果の平成20年度予算概算要求等への反映状況を以下のとおり分類した。

- ① 施策目標の終了・廃止を検討
- ② 施策目標内の一部の政策の縮小等の見直し(廃止、縮小、実施方法の改善)を検討した上で、引き続き実施
- ③ 引き続き実施
- ④ 施策目標内の一部の政策の拡充等の見直し(新規要求、拡充要求)を検討した上で、引き続き実施

[機構・定員要求への反映]

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

No.	施策目標	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況		
			【政策評価結果の平成20年度予算概算要求等への反映内容】	反映状況分類	機構・定員要求への反映
1	I - 1 - 1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること	<p>(施策の概要)</p> <p>国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>医療計画制度を通じ、日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制の整備が図られるよう取組を進めている。がんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築については、都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っているところであり、医療機関の整備については、国庫補助事業等の取組により病床不足率が減少している。</p> <p>また、運営費等補助金や各種国庫補助等により、へき地医療拠点病院等の数が増加し、救命救急センターの数も増加している等、施策目標の達成に向けた取組が進んでいると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、医療提供体制を整備するため、必要な予算を要求することとした。さらに、産科医療機関の確保や勤務医師の過重な労働時間の解消に向けた事業を新規施策として予算要求することとした。</p> <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産科医療機関確保事業 (平成20年度予算概算要求額:566百万円)</li> <li>・医師交代勤務等導入促進事業 (平成20年度予算概算要求額:426百万円)</li> </ul> <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療施設近代化施設整備事業 (平成20年度予算概算要求額(医療提供体制施設整備交付金):11,065百万円の内数[平成19年度予算額(医療提供体制施設整備交付金):11,065百万円の内数])</li> <li>・へき地医療支援機構運営事業 (平成20年度予算概算要求額:582百万円[平成19年度予算額:472百万円])</li> <li>・へき地医療拠点病院及びへき地診療所等運営事業 (平成20年度予算概算要求額:1,617百万円[平成19年度予算額:1,574百万円])</li> <li>・医療連携体制推進事業 (平成20年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金):19,026百万円の内数[平成19年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金):14,689百万円の内数])</li> <li>・救命救急センター運営事業 (平成20年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金):19,026百万円の内数[平成19年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金):14,689百万円の内数])</li> <li>・小児救急医療拠点事業 (平成20年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金):19,026百万円の内数[平成19年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金):14,689百万円の内数])</li> <li>・小児救急医療拠点病院実施事業 (平成20年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金):19,026百万円の内数[平成19年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金):14,689百万円の内数])</li> <li>・ドクターヘリ導入促進事業 (平成20年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金):19,026百万円の内数[平成19年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金):14,689百万円の内数])</li> </ul>	④	-

2	I - 2 - 1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	<p>(施策の概要) 国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、看護師等の医療従事者を養成する養成施設等の認定等を行うとともに、女性医師や看護職員の再就業の支援を行うことで、医療従事者の確保を行う。</p> <p>(施策目標の評価) 医療従事者が着実に増加しており、今後の医療需要に見合った医療従事者の確保が進んでいることから、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。 その一方で、地域や診療科によっては医師の確保が困難な場合もあり、平成18年8月に総務省・文部科学省とともに新医師確保総合対策をとりまとめ、特に医師不足が深刻な10県において、最大10人、最大10年間に限り、現行の当該県内における医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認するなど医師確保対策に取り組んでいるところであり、施策目標の達成に向けて進展があったものと考えられる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、今後も医療需要に見合った医療従事者の確保を図るため、継続して予算を要求することとした。</p> <p>(継続) ・医師再就業支援事業 (平成20年度予算概算要求額:222百万円[平成19年度予算額:96百万円]) ・看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業 (平成20年度予算概算要求額:98百万円[平成19年度予算額:101百万円]) ・医療型多機能化サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討 (平成20年度予算概算要求額:131百万円[平成19年度予算額:130百万円])</p>	③	-
3	I - 3 - 1 医療情報化インフラの普及を推進すること	<p>(施策の概要) 医療のIT化を推進するため、「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施する。</p> <p>(施策目標の評価) 医療分野のIT化については、医療用語・コードの標準化等の施策により推進を図っていると評価できる。今後も引き続き標準化等に取り組んでいくとともに、医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価するための指標を平成19年度末までに開発することとしており、それを踏まえた上で本政策目標の評価を適切に行うこととしている。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けた見直しを検討する。 (医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価するための指標を平成19年度末までに開発した上で、統合系医療情報システムを200床以上の医療機関のほとんどに導入する)</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、医療分野における情報化を推進するため、必要な予算を要求することとした。</p> <p>(新規) ・健康情報活用基盤実証事業 (平成20年度予算概算要求額:145百万円)</p> <p>(継続) ・地域診療情報連携推進費補助金 (平成20年度予算概算要求額:229百万円[平成19年度予算額:229百万円]) ・医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業 (平成20年度予算概算要求額:172百万円[平成19年度予算額:185百万円])</p>	④	-
4	I - 4 - 1 政策医療を向上・均てん化させること	<p>(施策の概要) 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)については、医療政策における国立高度専門医療センター(ナショナルセンター)の位置付けを踏まえ、各分野ごとに、施設の有する機能に応じて、診療・臨床研究・教育研修・情報発信を行うことで、効率的かつ効果的な政策医療の開発・確立を図る。</p> <p>(施策目標の評価) 高度先駆的な医療技術を開発・普及し、専門的従事者の研修等を通じ政策医療の向上・均てん化させるため、多数の論文数の発表、ホームページを通じた情報発信、研修会等を通じた地域の医療従事者の質の向上による人材育成といった取組を行っているところである。発表論文等を通じて、研究開発された成果を均てん化していくこと等により、高度先駆的な医療技術の普及が効率的かつ効果的に図られており、平成18年度においては、論文発表数は前年より減ったものの前々年以前と比べ増加傾向であり、ホームページへの年間アクセス数についても前年より大幅に増加するなど、施策目標をほぼ達成したものと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、引き続き診療・臨床研究・教育研修・情報発信を行うことで、政策医療の向上・均てん化に取り組むため、必要な予算を要求することとした。</p> <p>(継続) ・研究所運営事業 (平成20年度予算概算要求額:10,491百万円[平成19年度予算額:9,747百万円]) ・各種研修事業 (平成20年度予算概算要求額:4,401百万円[平成19年度予算額:4,086百万円]) ・大型研究事業 (平成20年度予算概算要求額:4,749百万円[平成19年度予算額:4,024百万円])</p>	③	-

5	<p>I - 5 - 1 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>	<p>(施策の概要) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。</p> <p>(施策目標の評価) 結核の罹患率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなったところであり、今後は、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になること等により、更なる対策の推進が可能となることから、着実に罹患率を減少できるものと考えることができ、評価できる。 病原体等については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後は、提出状況等を見極めて適確な対応をしていくことにより、施策が推進できると考える。 感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について予防接種可能な状況を確認するとともに、現時点での接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、更なる感染症対策の充実や予防接種の推進等により、感染症の発生予防・まん延を防止を図るため、必要な予算の確保に努めることとした。</p> <p>(継続) ・結核対策特別促進事業 （平成20年度概算予算要求:500百万円[平成19年度予算額:350百万円]） ・普及啓発事業費（予防接種健康被害者保健福祉相談事業） （平成20年度概算予算要求:87百万円[平成19年度予算額:87百万円]） ・感染症指定医療機関の施策整備費 （平成20年度概算予算請求:1,800百万円[平成19年度予算額:1,800百万円]）</p>	③	-
6	<p>I - 6 - 3 医薬品の適正使用を推進すること</p>	<p>(施策の概要) 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにするためには、医薬品等の適正な使用のために必要な情報を提供することが重要である。その実効性を確保することを目的として、薬局機能の強化による医薬分業の推進、薬剤師研修の充実、医薬品の適正使用の普及啓発等を行う。</p> <p>(施策目標の評価) 医薬品の適正使用の推進に係る施策については、公報を通じた全国的な啓発等の結果、全国的な医薬分業率の上昇、研修・講習会等受講者数の増加等みられるように、順調に進展していると評価できる。 また、平成18年の薬事法一部改正において、医薬品等の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努めることを盛り込み、一層の普及啓発を推進することとした。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、医薬分業、薬剤師の資質の向上、医薬品の適正使用の普及啓発等の各種施策を実施するために継続して予算を要求することとした。</p> <p>(継続) ・4年制卒業薬剤師研修 （平成20年度予算概算要求額:76百万円[平成19年度予算額:76百万円]） ・医薬分業計画等策定事業 （平成20年度予算概算要求額:6百万円[平成19年度予算額:6百万円]） ・医薬分業啓発普及 （平成20年度予算概算要求額:5百万円[平成19年度予算額:5百万円]） ・医薬品適正使用啓発推進事業 （平成20年度予算概算要求額:4百万円[平成19年度予算額:4百万円]）</p>	③	-
7	<p>I - 8 - 1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること</p>	<p>(施策の概要) コレラ等伝染病等は、発生の予測ができず、また、ワクチンについては、製造に長期間を要する反面、有効期間が短いものが多い等の実情にあることから、コレラワクチン等を国が買い上げ、一定量備蓄している。 インフルエンザワクチンについては、インフルエンザワクチン需要検討会による需要予測により、インフルエンザワクチンの国内需給安定化を図っている。また、新型インフルエンザワクチンについては、製造株としての適格性等を判断し、新型インフルエンザワクチン製造株の開発・製造及び試作ワクチンの品質管理検査を国立感染症研究所において行っている。</p> <p>(施策目標の評価) 各種ワクチンについて、必要に応じて毎年度計画的にコレラワクチン等の国家買上げを行い、一定量の備蓄を行うことにより、緊急時の供給要請に対応がとられており、安定した供給を確保していると評価できる。 インフルエンザワクチンについては、需要予測及び流通調査等により、毎年度需給対策を図っているところであり、必要なワクチンが確保されていると評価できる。 また、新型インフルエンザ対策については、ワクチン株を作製する必要があるが、生産及び供給できるようにするためには長期間を要することから、複数種類のH5N1型のワクチン株をあらかじめ用意し、流行株と性質が似たものをすぐに使用できる体制を構築していることから、新型インフルエンザ対策への迅速な対応に大変有効であると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、 1. 希少疾病に対するワクチン・抗毒素の安定供給を確保するための買上経費 2. インフルエンザワクチンの需要調査及び需要予測について検討するインフルエンザワクチン需要検討会の開催経費 3. 新型インフルエンザワクチン製造株の開発、製造及び検査に係る経費 を継続して要求することとした。 また、平成20年度においては「新型インフルエンザ対策行動計画」（鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成19年3月2日再改定）に基づき、ウイルスの遺伝子構造の変異等、状況の変化に的確に対応しつつ、医療従事者、社会機能維持者を対象とした緊急的なワクチン接種が可能となるよう、プレバンデミックワクチン製造・備蓄を行うための予算を要求することとした。 なお、新規要求を行う新型インフルエンザワクチン買上費については、昨年度、補正予算において行っていた施策を引き続き推進するものである。</p> <p>(継続) ・重要医薬品供給確保費 （平成20年度予算概算要求額:6,172百万円（うち5,144百万円が新型インフルエンザワクチン買上費として新規要求）[平成19年度予算額:757百万円]） ・ワクチン等安定供給確保対策費 （平成20年度予算概算要求額:14百万円[平成19年度予算額:14百万円]） ・ワクチン安定供給確保対策費 （平成20年度予算概算要求額:12百万円[平成19年度予算額:12百万円]）</p>	③	-

8	I - 9 - 1 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること	<p>(施策の概要) 画期的な医薬品、医療機器等の開発を促進するため、基礎研究推進等事業による研究開発費の確保や、医薬品、医療機器の開発に必要な治験を実施する環境を充実させるための治験活性化モデル事業、治験等の臨床研究実施に必要な治験コーディネーター(CRC)の養成といった基盤整備事業を実施している。</p> <p>(施策目標の評価) 治癒率やQOL(quality of life(生活の質))を向上させるための画期的医薬品の実用化に向けては、治験を含む臨床研究が不可欠である。治験が主に海外で実施され、国内の医療機関では実施されないという治験の空洞化等の問題を抱える我が国において、企業単独では実施の困難なCRCの養成等、臨床研究のための基盤整備を実施してきている。</p> <p>基礎研究においても、日米のライフサイエンス研究予算は日本3,471億円(平成18年度、内閣府調べによる)に対し米国28,600万ドル=3兆円(平成18年度、NIH(米国衛生研究所)のホームページより)と10倍程度の差はあるが、資源配分を重点化するなどの対応により、創薬シーズ(医薬品や医療機器の候補となる要素)が、臨床研究への応用に進展している等の成果が着実に得られつつある。臨床研究や治験の基盤整備が今後進展することにより、これら最新の技術を応用した医薬品等の実用化に一定の効果が生ずることが期待できる。</p> <p>このような取組の結果、新医薬品・医療機器の承認取得件数は増加傾向にあり、また治験届出数も平成13年度以降増加傾向にあることから、実績目標の達成に向けて、進展があったものと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、医薬品、医療機器等の研究開発のため、必要な予算を要求することとした。さらに、研究開発の基盤を整備するための事業を新規施策として予算要求することとした。</p> <p>(新規) ・医療クラスター(仮称)整備事業 (平成20年度予算概算要求額:1,500百万円) ・再生医療推進基盤整備事業 (平成20年度予算概算要求額:412百万円)</p> <p>(継続) ・基礎研究推進等事業 (平成20年度予算概算要求額:7,972百万円[平成19年度予算額:7,977百万円])</p>	④	-
9	I - 11 - 1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	<p>(施策の概要) 国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとする。</p> <p>(施策目標の評価) 市町村国保の保険者数の減少は市町村合併によるもの、健保組合の保険者数及び健保組合加入者数の減少と国保加入者数の増加は、近年の経済状況を反映したものと考えられる。</p> <p>また、国民健康保険の保険料(税)の収納率については、平成17年2月に全国の市町村に対して収納対策緊急プランの策定を依頼し、市町村が収納対策に積極的に取り組んだ結果、平成17年度においては、現在集計中ではあるが、全国平均で平成7年度以来10年ぶりに上昇する見込み(速報値で91.26%)であり、評価できるものである。</p> <p>国民の安心の基盤である国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり経済、財政とバランスのとれ、持続可能な制度が構築されるよう、引き続き医療保険制度改革に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築する観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・診療報酬情報提供サービス (平成20年度予算概算要求額:45百万円[平成19年度予算額:33百万円])</p>	③	-
10	I - 12 - 1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	<p>(施策の概要) 地域住民の健康の保持・増進や安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るため、保健師など専門技術職員の確保や地域の健康問題に的確に対応できるよう研修等を開催し、地域保健従事者の資質の向上を図る。</p> <p>(施策目標の評価) 保健師未設置又は1人設置市町村は年々解消してきている等、保健師等の専門職の計画的な動員により地域保健従事者の確保が進展していると評価できる。また、研修等により地域保健従事者の人材育成が進んでおり、地域住民の健康の保持、増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保が着実に図られていると評価できる。</p> <p>引き続き地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図るため、これらの取組みを進めることが重要である。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、引き続き地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図るため、必要な予算を要求することとした。</p> <p>(継続) ・市町村保健活動体制強化費 (平成20年度予算概算要求額:17百万円[平成19年度予算額:17百万円]) ・地域保健対策啓発普及経費 (平成20年度予算概算要求額:63百万円[平成19年度予算額:40百万円]) ・地域保健活動事業等経費 (平成20年度予算概算要求額:12百万円[平成19年度予算額:10百万円])</p>	③	-

11	<p>I - 12 - 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図ること</p>	<p>(施策の概要) すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意志決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。</p> <p>(施策目標の評価) 平成19年4月に公表された「健康日本21中間評価報告書」(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会)によると、健康づくりに関する各種の指標について数値目標を設定し、国民が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことや、都道府県や市町村において健康増進計画の策定が進んできたことにより、脂肪エネルギー比率や女性の肥満者の増加に歯止めがかかっている一方で、男性の肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本21策定時の値より改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、これまでの進捗状況は全体としては必ずしも十分ではない点が見られると評価できる。 このことから、今後は、同報告書を踏まえ、平成20年度からの健やか生活習慣国民運動(仮称)の展開や医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の実施に向け、予算の見直しも含め検討し、国民の健康づくりに対する意識の高まりを、具体的な行動変容に結びつけるための施策を進めていく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けた見直しを検討する(予算の見直しの検討)。 ※平成20年度からの健やか生活習慣国民運動(仮称)の展開や医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の実施に向け、予算の見直しを検討。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、ポピュレーションアプローチとして「健やか生活習慣国民運動」の本格実施に向けた要望を行うとともに、メタボリックシンドローム予防戦略事業等の補助対象を今までの都道府県から保健所政令市・特別区まで広げるなど、より効果的に健康づくり対策を推進することとした。</p> <p>(継続) ・生活習慣病予防対策推進費 (平成20年度予算概算要求額:75百万円[平成19年度予算額:80百万円]) ・メタボリックシンドローム予防戦略事業 (平成20年度予算概算要求額:183百万円[平成19年度予算額:182百万円]) ・たばこ対策促進事業 (平成20年度予算概算要求額:46百万円[平成19年度予算額:46百万円])</p>	②	-
12	<p>I - 13 - 1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること</p>	<p>(施策の概要) 公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的として、厚生労働省及び地域における健康危機管理体制を整備する。</p> <p>(施策目標の評価) 国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対処するためには、国や地域における円滑な情報交換、保健従事者の人材育成などが重要である。平成18年度に実施した健康危機管理調整会議、健康危機管理保健所長等研修などの実施状況を見ると、国及び地域における健康危機管理体制の確立に向けて、円滑な情報交換、人材育成が着実に進められていることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処するとの観点から、引き続き、健康危機管理体制を整備することとし、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・健康危機管理対策推進費等 (平成20年度予算概算要求額:323百万円[平成19年度予算額:321百万円])</p>	③	-
13	<p>II - 1 - 1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること</p>	<p>(施策の概要) 食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。</p> <p>(施策目標の評価) 大規模食中毒(食中毒患者数500名以上)については、過去(平成13年から17年)5年間の平均件数は2.2件であるが、平成18年には6件発生しており、過去5年間の発生件数の平均を上回った。これらは全て平成18年末に発生が急増したノロウイルスによる食中毒であり、原因施設は仕出屋及び給食等の大量調理施設であった。今後は、特に食品の衛生的な取扱いについての普及啓発等を強化し、大規模食中毒の発生件数を未然に防止することが必要である。 モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査の強化及び輸入者に対する適切な指導を実施し、食品の安全性を確保していると評価できる。 ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行されたが、平成18年度には9品目の基準見直しを図ったところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備や残留基準の設定を継続的に進める必要がある。 健康食品等に関する健康被害の防止については、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことにより、広告に関して事業者からの自発的な事前相談を促すと同時に、違反事例の集積が図られ、より適切な監視指導が可能になるものであるが、現段階では、個別目標における目標も達成されており、施策目標の推進に向けて一定の進展があったと評価できる。 平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を平成22年度までに60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するためには、国民との意見交換や国民に対する情報提供をこれまで以上に幅広く、効果的且つ継続的に行っていく必要がある。平成15年度から開始した意見交換会は、開催回数、参加人数とも年々増えており、テーマも幅広く開催しており、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、食品及び健康食品等の安全性を確保するとともに、食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画的な推進やリスクコミュニケーションの充実を図るため、引き続き必要な予算を要求することとした。 さらに、世界各国における遺伝子組換え食品の開発状況調査及び食品製造・加工技術等に係る現状調査のための事業を新規施策として予算要求することとした。</p> <p>(新規) ・安全性未承認GM食品監視対策費 (平成20年度予算概算要求額:16百万円) ・食品技術安全性検証費 (平成20年度予算概算要求額:18百万円)</p> <p>(継続) ・食品の販売・輸入禁止等対策費 (平成20年度予算概算要求額:18百万円[平成19年度予算額:17百万円]) ・食中毒危機管理対策費 (平成20年度予算概算要求額:34百万円[平成19年度予算額:34百万円]) ・農業等ポジティブリスト制推進事業費 (平成20年度予算概算要求額:502百万円[平成19年度予算額:522百万円]) ・食品添加物指定費 (平成20年度予算概算要求額:121百万円[平成19年度予算額:91百万円]) ・誇大広告等不適正表示監視等指導費 (平成20年度予算概算要求額:7百万円[平成19年度予算額:7百万円]) ・消費者等情報提供事業費 (平成20年度予算概算要求額:38百万円[平成19年度予算額:23百万円])</p>	④	-



14	<p>Ⅲ - 1 - 1 法定労働条件の確保・改善を図ること</p>	<p>(施策の概要) 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。</p> <p>(施策目標の評価) 労働基準監督機関による事業場への監督指導等については、労働基準関係法令上問題が認められる事業場を対象とし、その是正を図るために実施されるものである。平成18年については、法違反が認められた事業場について、是正勧告や司法処理を実施しており、施策目標の達成に向けて継続的な取組が行われた。 また、最低賃金制度の周知広報については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載することが効果的かつ効率的な方法である。平成18年については、全市町村広報誌の8割以上に掲載され目標を上回った。 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、法定労働条件の確保・改善を着実に図るとする観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・労働基準監督指導等経費(厚生労働本省・都道府県労働局) (平成20年度予算概算要求額:160百万円[平成19年度予算額:157百万円]) ・労働条件確保対策推進費(厚生労働本省・都道府県労働局) (平成20年度予算概算要求額:374百万円[平成19年度予算額:553百万円]) ・司法事務効率化推進費(厚生労働本省・都道府県労働局) (平成20年度予算概算要求額:16百万円[平成19年度予算額:15百万円]) ・最低賃金制度充実強化費(最低賃金履行確保対策経費)(厚生労働本省・都道府県労働局) (平成20年度予算概算要求額:30百万円[平成19年度予算額:1百万円]) ・最低賃金制度充実強化費(最低賃金調査等経費)(厚生労働本省・都道府県労働局) (平成20年度予算概算要求額:193百万円[平成19年度予算額:43百万円]) ・最低賃金制度推進費(厚生労働本省・都道府県労働局) (平成20年度予算概算要求額:104百万円[平成19年度予算額:103百万円])</p>	③	-
15	<p>Ⅲ - 2 - 1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること</p>	<p>(施策の概要) 第10次の労働災害防止計画に基づき、製造業、建設業をはじめとした業種別の労働災害防止対策、交通労働災害、機械災害などの特定災害の防止対策を重点対象と位置付け、強力に推進するとともに、職業性疾病预防対策、化学物質による健康障害の予防対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害の防止対策等、労働者の健康確保対策を推進する。また、事業場の自主的な安全衛生活動を促進する施策として、事業場における危険性又は有害性等の調査等の措置(リスクアセスメント)の実施促進等に取り組む。</p> <p>(施策目標の評価) 労働災害による死亡者数及び死傷者数は、重点対象分野の労働災害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及促進など、事業者や業界団体等に対する指導・支援を効果的に実施することにより、長期的に減少傾向で推移している。(死亡者数は、平成18年は1500人を下回り、現状のまま推移すれば、計画の最終年度(平成19年度)の目標達成が見込まれる状況。また、休業4日以上死傷者数は、平成18年は対前年比1.024人増となっているが、その原因として安全衛生管理が低調となっていること等が考えられることから、労働安全衛生法令の遵守の徹底、安全衛生管理体制・活動の確立・充実、リスクアセスメントの実施促進等について指導の徹底を図っているところ。) 定期監督等については、重点課題を踏まえ監督指導を実施しており、継続的な取組が行われた。 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・労働災害防止対策に必要な一般行政経費 (平成20年度予算概算要求額:18百万円[平成19年度予算額:21百万円]) ・安全衛生関係等調査研究費 (平成20年度予算概算要求額:20百万円[平成19年度予算額:19百万円]) ・労働安全衛生事務費 (平成20年度予算概算要求額:226百万円[平成19年度予算額:223百万円]) ・事業場における安全衛生水準の向上を図るための経費 (平成20年度予算概算要求額:140百万円[平成19年度予算額:117百万円]) ・職場における健康確保対策の推進に必要な経費 (平成20年度予算概算要求額:600百万円[平成19年度予算額:530百万円]) ・重点分野における労働災害防止活動の促進に必要な経費 (平成20年度予算概算要求額:597百万円[平成19年度予算額:555百万円]) ・働き方改革トータルプロジェクトの推進事業 (平成20年度予算概算要求額:462百万円[平成19年度予算額:222百万円]) ・労働災害防止対策強化推進委託費 (平成20年度予算概算要求額:8,996百万円[平成19年度予算額:8,882百万円]) ・労働災害防止対策費補助金経費 (平成20年度予算概算要求額:2,497百万円[平成19年度予算額:2,532百万円]) ・安全衛生施設整備費 (平成20年度予算概算要求額:312百万円[平成19年度予算額:180百万円]) ・産業医学振興経費 (平成20年度予算概算要求額:6,102百万円[平成19年度予算額:6,311百万円]) ・小規模事業場産業保健活動支援促進事業等補助金 (平成20年度予算概算要求額:131百万円[平成19年度予算額:144百万円]) ・労働安全衛生融資資金利子補給等補助金 (平成20年度予算概算要求額:100百万円[平成19年度予算額:189百万円])</p>	③	-
16	<p>Ⅲ - 3 - 1 労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること</p>	<p>(施策の概要) 業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(施策目標の評価) 適正な保険料率を設定することによって、事業主の労働災害防止へのインセンティブが促進され、保険収支(保険料収納済額に対する保険給付額の割合)が改善しているものであり、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、被災労働者やその遺族に対し療養(補償)給付等の適正な給付を行うことにより保護を図っていく必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・保険給付費 (平成20年度予算概算要求額:796,755百万円[平成19年度予算額:798,988百万円])</p>	③	-

17	<p>Ⅲ - 4 - 1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること</p>	<p>(施策の概要) 労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮した多様な働き方に対応したものへ改善していくことが重要との観点から、労働時間等設定改善法に基づき、長時間労働の是正に向けた所定外労働の削減等に重点を置いて取組を推進する。</p> <p>(施策目標の評価) 事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進するための支援を行うとともに仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図ること等により、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は平成17年以降減少しており、平成18年は10.8%と目標を達成したと評価できる。 しかし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標を達成した。 ※ただし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、30代から40代の男性について週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を引き続き実施することとし、そのために必要な予算を継続して要求することとした。また、ワークライフバランスの推進にむけた社会的気運の醸成を図るため、仕事と生活の調和推進会議及び仕事と生活の調和キャンペーンの推進については平成19年度で廃止することとし、ワークライフバランス推進事業を創設した。</p> <p>(新規) ・ワークライフバランス推進事業 (平成20年度予算概算要求額:1,206百万円) ・職場意識改善助成金 (平成20年度予算概算要求額:272百万円)</p> <p>(継続) ・労働時間等設定改善援助事業 (平成20年度予算概算要求額:644百万円[平成19年度予算額:646百万円]) ・労働時間等設定改善推進助成金 (平成20年度予算概算要求額:535百万円[平成19年度予算額:505百万円]) ・特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の推進 (平成20年度予算概算要求額:236百万円[平成19年度予算額:135百万円]) ・テレワーク普及促進対策 (平成20年度予算概算要求額:113百万円[平成19年度予算額:39百万円]) ・特別な休暇制度普及促進事業 (平成20年度予算概算要求額:874百万円[平成19年度予算額:837百万円])</p> <p>(廃止) ・仕事と生活の調和推進会議 (平成19年度予算額:34百万円) ・仕事と生活の調和キャンペーンの推進 (平成19年度予算額:230百万円)</p>	②④	-
18	<p>Ⅲ - 7 - 1 個別労働紛争の解決の促進を図ること</p>	<p>(施策の概要) 労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働関係紛争」という。)を实情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。 ① 都道府県労働局による情報提供、相談等 ② 都道府県労働局長による助言・指導 ③ 紛争調整委員会によるあっせん</p> <p>(施策目標の評価) 民事上の個別労働関係紛争については、最終的には民事裁判で解決されるべきものであるが、現実の問題として、多くの手間、期間、費用等がかかることとなる。よって、簡易、迅速、無料を旨とする個別労働紛争解決制度は紛争の解決に大きく寄与しているものと考えられる。 助言・指導受付件数は減少に転じたものの、民事上の個別労働紛争相談件数及びあっせん申請受理件数は引き続き増加しており、個別労働紛争解決制度が紛争解決の手段として有効であること、また、それぞれの制度の特性を活かした迅速かつ適正な処理を行っており、運用が効率的になされていることから、目標達成に向けて進展があったと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 施策目標についてはおおむね達成できているが、今後も社会経済情勢の変化に伴う個別労働紛争の増加が懸念されることから、より一層国民のニーズに応えるべく、迅速かつ適正な制度の運営に留意し、現状の施策を着実に推進していくこととする。</p> <p>(継続) ・個別労働紛争対策事業 (平成20年度予算概算要求額:1,382百万円[平成19年度予算額:1,384百万円])</p>	③	-

19	<p>IV - 1 - 1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>	<p>(施策の概要)  (1) 求職者のニーズに応じた求人の確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進  ○目的等  公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。  (2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保  ○目的等  職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。  また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。  (3) 官民の連携による労働力需給調整機能の強化  目的等  求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関(民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等)の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p> <p>(施策目標の評価)  公共職業安定機関において、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施した結果、各指標について着実な実績の向上が見られ、平成18年度における公共職業安定所の求職者の就職率が32.4%となり目標を達成した。また、雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、目標は達成できなかったものの、着実に実績は向上している。これらを踏まえると、公共職業安定機関の需給調整機能が有効に機能しているものと評価できる。  労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検査の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等のは正の結果、平成18年度において、労働者派遣法第34条違反率が5.0ポイント、第35条違反率が3.3ポイント減少し、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られたものと考えられる。職業紹介事業についても、目標は達成できなかったものの、違反率は着実に減少しており、事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検査の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。  しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35.7%であり、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていることから、官民の連携による求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。  以上のとおり、7指標のうち4指標で平成18年度の目標を達成し、残る3指標についても実績が伸びているため、施策目標の達成に向けて着実に進展していると言える。</p> <p>(評価結果の分類)  施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求  評価結果を踏まえ、公共職業安定機関等における需給調整機能を一層強化するため、正社員就職増大対策事業の重点化(求人充足推進事業を統合)など一部事業を見直しした上で、これまでの取組を引き続き推進することとした。</p> <p>(継続)  ・正社員就職増大対策事業  (平成20年度予算概算要求額:1,419百万円[平成19年度予算額:1,090百万円])  ・再就職支援プログラム事業  (平成20年度予算概算要求額:3,151百万円[平成19年度予算額:2,922百万円])  ・再チャレンジプランナー事業  (平成20年度予算概算要求額:1,969百万円[平成19年度予算額:3,107百万円])  ・職業紹介事業指導援助事業  (平成20年度予算概算要求額:116百万円[平成19年度予算額:113百万円])  ・労働者派遣事業雇用管理等援助事業  (平成20年度予算概算要求額:473百万円[平成19年度予算額:444百万円])  ・しごと情報ネット事業  (平成20年度予算概算要求額:438百万円[平成19年度予算額:479百万円])</p> <p>○機構・定員要求  評価結果を踏まえ、組織要求及び定員要求を行った。  (組織要求:主任中央需給調整事業指導官の設置、定員要求:中央需給調整事業指導官1名)</p>	④	○
	<p>IV - 2 - 1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること</p>	<p>(施策の概要)  人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。  このような観点から、  (1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援  (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進  (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進  (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等  といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。  (1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援  ○目的等:  中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、  ・創業・新分野進出等に係る支援  ・中小企業等の雇用管理の改善に係る支援  を行う。  (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進  ○目的等:  事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、  ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生への予防  ・離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進  ・出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進  を行う。  (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進  ○目的等:  雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、  ・雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出</p>	<p>○予算要求  評価結果を踏まえ、地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ることを一層進めるため、中小企業人材確保推進事業助成金等において中小企業の生産性向上に係る支援の実施などを行うこととするとともに、中小企業職業相談委託助成金の廃止、地域雇用開発活性化事業の縮小など一部の事業を見直しした上で、これまでの取組を引き続き推進することとした。</p> <p>(継続)  ・中小企業基盤人材確保助成金  (平成20年度予算概算要求額:4,966百万円[平成19年度予算額:4,433百万円])  ・受給資格者創業支援助成金  (平成20年度予算概算要求額:2,035百万円[平成19年度予算額:2,777百万円])  ・中小企業人材確保推進事業助成金  (平成20年度予算概算要求額:848百万円[平成19年度予算額:307百万円])  ・中小企業雇用創出等能力開発助成金  (平成20年度予算概算要求額:174百万円[平成19年度予算額:247百万円])  ・雇用調整助成金  (平成20年度予算概算要求額:1,074百万円[平成19年度予算額:2,321百万円])  ・労働移動支援施策  (平成20年度予算概算要求額:451百万円[平成19年度予算額:598百万円])  ・出向・移籍支援事業(財)産業雇用安定センター補助金  (平成20年度予算概算要求額:3,190百万円[平成19年度予算額:3,315百万円])  ・地域雇用開発助成金(雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金)等  (平成20年度予算概算要求額:4,920百万円[平成19年度予算額:5,419百万円])  ・地域雇用創出推進事業  (平成20年度予算概算要求額:3,550百万円[平成19年度予算額:1,670百万円])  ・地方就職等支援事業(拡充)  (平成20年度予算概算要求額:110百万円[平成19年度予算額:85百万円])</p>	②④	-

- ・地方就職支援、U・Iターン者等の活用
- ・積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策を行う。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

○目的等:

- 産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、
- ・建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上
- ・港湾労働者の雇用の改善等
- ・林業事業者の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進
- ・農林業等への多様な就業の促進
- ・介護労働者の雇用管理の改善等を行う。

(施策目標の評価)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成18年度実績は目標を上回っている。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進

雇用調整助成金に関する指標3及び指標4、(財)産業雇用安定センターに関する指標6について、実績はいずれも目標を上回っている。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

地域雇用開発促進助成金に関する指標7及び指標9、地域提案型雇用創造促進事業に係る指標8について、実績はいずれも目標を大幅に上回っている。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

就農等支援コーナーに係る指標13の実績は若干目標を下回ったものの、建設教育訓練助成金に関する指標10、港湾労働者派遣事業に関する指標11、林業就業支援事業に関する指標12、介護労働者基盤人材確保助成金に関する指標14で、実績はいずれも目標を上回っている。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

- ・地域雇用開発活性化事業（経過措置として要求）  
（平成20年度予算概算要求額：222百万円[平成19年度予算額：560百万円]
- ・地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進奨励金）等  
（平成20年度予算概算要求額：302百万円[平成19年度予算額：282百万円]
- ・通年雇用奨励金  
（平成20年度予算概算要求額：6,816百万円[平成19年度予算額：7,248百万円]
- ・建設雇用改善助成金事業  
（平成20年度予算概算要求額：5,404百万円[平成19年度予算額：5,527百万円]
- ・建設労働者雇用安定支援事業  
（平成20年度予算概算要求額：131百万円[平成19年度予算額：180百万円]
- ・港湾労働者派遣事業  
（平成20年度予算概算要求額：267百万円[平成19年度予算額：257百万円]
- ・林業雇用改善推進事業  
（平成20年度予算概算要求額：375百万円[平成19年度予算額：471百万円]
- ・林業就業支援事業  
（平成20年度予算概算要求額：333百万円[平成19年度予算額：416百万円]
- ・農林業等就職促進支援事業  
（平成20年度予算概算要求額：37百万円[平成19年度予算額：85百万円]
- ・介護基盤人材確保助成金事業  
（平成20年度予算概算要求額：2,616百万円[平成19年度予算額：3,067百万円]
- ・雇用管理改善等相談援助事業  
（平成20年度予算概算要求額：487百万円[平成19年度予算額：453百万円]

(廃止)

- ・中小企業職業相談委託助成金  
（平成19年度予算額：100百万円）

<p>IV - 3 - 1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>	<p>(施策の概要) 人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。 このような観点から、 (1) 高齢者等の雇用の安定・促進 (2) 障害者の雇用の安定・促進 (3) 若年者の雇用の安定・促進 (4) 外国人の雇用の安定・促進 (5) 就職困難者等の円滑な就職支援 といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 高齢者等の雇用の安定・促進 ○目的等： 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 障害者の雇用の安定・促進 ○目的等： 障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、 ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進 ・障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進 ・雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化 等を目的とし、これらを実現するため各事業を実施している。</p> <p>(3) 若年者の雇用の安定・促進 ○目的等： 若者の職業意識の変化や人材ニーズの変化等を背景としたフリーターの増加傾向の転換を確かなものとするため、フリーター25万人常用雇用化プランを推進するとともに、学生から職業人への円滑な移行の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(4) 外国人の雇用の安定・促進 ○目的等： 外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定機関の外国人求職者に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に努め、さらに、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実を図ることで、外国人労働者の適正な受入れ、適正な雇用・労働条件を確保することを目的とする。</p> <p>(5) 就職困難者等の円滑な就職支援 ○目的等： i 高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的とする(根拠法令：雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号)。 また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者(45歳以上60歳未満)を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。 ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。 iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。 iv 不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援(不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援・起業支援、民間活用による再就職支援、個別求人開拓)を行う。</p> <p>(施策目標の評価) (1) 高齢者等の雇用の安定・促進 平成18年度から改正高齢者雇用安定法(以下、「改正高年齢法」という。)により65歳(男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢)までの高齢者雇用確保措置(「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」)(以下、「雇用確保措置」という。)を講じることが事業主に義務づけられた(義務対象年齢は段階的に引上げられる)。 平成18年度においては「300人以上規模企業のうち65歳以上の高齢者雇用確保措置を講じる企業の割合」を施策目標として実施し、その割合は67.2%となり、平成17年度の41.3%を大幅に上回った。改正高年齢法により確保措置の義務対象年齢が65歳となるのは平成25年4月からであり、65歳までの目標値を大きく超えた多くの企業が改正高年齢法の義務化スケジュールより前倒しし、より早期に65歳までの高齢者雇用確保措置を講じたといえる。よって、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。 (2) 障害者の雇用の安定・促進</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ることを一層進めるため、若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発・相談等に係る事業の実施、障害者就業・生活支援センター事業の拡充などを行うこととするとともに、シルバー人材センター事業の重点化、定年退職者再就職支援事業の廃止など一部の事業を見直した上で、これまでの取組を引き続き推進することとした。</p> <p>(新規) ・若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等 (平成20年度予算概算要求額：192百万円) ・中小企業人事担当者と年長フリーターとの「ジョブミーティング」の実施 (平成20年度予算概算要求額：47百万円)</p> <p>(継続) ・シルバー人材センター事業 (平成20年度予算概算要求額：14,376百万円[平成19年度予算額：13,967百万円]) ・障害者就業・生活支援センター事業(拡充) (平成20年度予算概算要求額：2,812百万円[平成19年度予算額：1,242百万円]) ・特定求職者雇用開発助成金事業 (平成20年度予算概算要求額：25,067百万円[平成19年度予算額：29,440百万円]) ・生活保護受給者等就労支援事業 (平成20年度予算概算要求額：1,134百万円[平成19年度予算額：983百万円]) ・ホームレス等就業支援事業 (平成20年度予算概算要求額：416百万円[平成19年度予算額：343百万円]) ・ジョブクラブ(就職クラブ)方式による就職の支援(拡充) (平成20年度予算概算要求額：168百万円[平成19年度予算額：118百万円]) ・若年者試行(トライアル)雇用事業 (平成20年度予算概算要求額：5,532百万円[平成19年度予算額：5,815百万円]) ・ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援 (平成20年度予算概算要求額：2,293百万円[平成19年度予算額：2,629百万円]) ・外国人雇用サービスコーナー事業 (平成20年度予算概算要求額：148百万円[平成19年度予算額：145百万円]) ・外国人雇用サービスセンター等事業 (平成20年度予算概算要求額：313百万円[平成19年度予算額：296百万円]) ・外国人雇用管理アドバイザー事業 (平成20年度予算概算要求額：50百万円[平成19年度予算額：45百万円])</p> <p>(廃止) ・定年退職者再就職支援事業 (平成19年度予算額：44百万円)</p> <p>○機構・定員要求 評価結果を踏まえ、定員要求を行った。 (定員要求：外国人適正就労促進専門官1名)</p>	<p>②④ ○</p>
--	---	---	-------------

	<p>平成18年度においては、公共職業安定所におけるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、事業主に対する厳正な雇用率達成指導の実施、トライアル雇用やジョブコーチ支援の活用に加え、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の支援等、雇用・福祉等との連携の強化を着実に推進した結果、公共職業安定所を通じた就職件数が大幅に増加し、過去最高となるなど、着実な実績を残しており、施策目標に係る指標である「障害者の就職件数(平成18年度から平成22年度の5年間で約22万人以上)」の達成に向けて着実な進展があったと評価できる。</p> <p>(3)若年者の雇用の安定・促進 若年者雇用対策については、平成15年6月にとりまとめられた「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省と密接に連携しつつ、積極的に取り組んできたところであり、平成18年度に実施した「フリーター25万人常用雇用化プラン」については、約35.1万人(速報値)の常用雇用を実現し、目標の25万人を大きく上回る実績を達成したところである。こうしたことにより、いわゆるフリーターの数は、平成15年をピークに3年連続で減少し、平成18年では187万人となっており、各種対策の成果があらわれたものと考えられ、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(4)外国人の雇用の安定・促進 外国人雇用対策については、きめ細かい職業相談・職業紹介等を実施した結果、積極的受入れを推進している専門的・技術的分野の外国人労働者の予備軍である留学生の就職件数が目標を上回るなど、概ね目標を達成したところであり、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(5)就職困難者等の円滑な就職支援 就職困難者等の円滑な就職支援については、特定求職者雇用開発助成金においては、平成15年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合(1.6%)が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下(3.7%)となっており、数値としても1/2以下となっていることから、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与している。</p> <p>生活保護受給者等就労支援事業においては、支援開始者が平成17年度7,455人から平成18年度10,181人に増加する中、就職者数についても3,083人から6,190人に大幅に増加しており、支援開始者に占める就職者の割合は、平成17年度41.4%から平成18年度60.8%となっている。</p> <p>さらに、ホームレス就業支援事業においては、当該事業による就業人数が平成17年度が426人に対し、平成18年度においては、908人と大幅に増加している。</p> <p>また、雇用再生集中支援事業においては、平成18年度中の雇用調整方針対象者数(届出人数)に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合は平成17年度31.4%に比べ平成18年度48.5%と達成水準を大きく上回っている。</p> <p>このように、それぞれの事業が就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与するものであり、それぞれ施策目標を上回る効果を出している。</p> <p>以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>		
<p>V - 2 - 1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること</p>	<p>(施策の概要) ○ 目的等: ① 若年者等に対する職業キャリア支援を講ずるため、フリーター等若者に対し、「日本版デュアルシステム」により実践的な職業能力を付与する。また、ニート等の働く自信をなくした若者については、「若者自立塾創出推進事業」や「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」により、職業的自立支援を行う。</p> <p>② さらに、若者を中心として、「私のしごと館」運営事業により、学校等のみで一括して提供することが難しい、多様な職業体験、体系的な職業情報や職業適性検査等をワンストップで提供することにより、職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活を含めたキャリア形成を効率的・効果的に進める。</p> <p>③ 創業や新分野展開を希望する労働者や中小企業事業主等に対して、創業等を支える人材の育成を職業能力開発の側面から支援を図るために、専門的な相談援助、創業を目指す中小企業等との共同研究及び職業訓練の実施等を行う。</p> <p>④ 特に人材育成に困難を抱える中小企業等に対しては、グローバル化する企業活動を支える国際人材の育成を支援するため、経験豊かな国際アドバイザーを活用した相談援助、情報の提供、セミナーの開催等を実施する。</p> <p>(施策目標の評価) 平成18年度においては、若年者の就職環境について、依然として厳しい状況が続く中で、引き続きフリーター等若年者に対して、企業における実習と教育訓練機関における座学を組み合わせた日本版デュアルシステムを推進し、一定の成果を上げたところであり、施策目標の達成に向けて進展があったと言える。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、日本版デュアルシステムの就職率については一定の成果を上げていることから、平成20年度概算要求においては、専門学校等の民間教育訓練機関での座学と企業実習を組み合わせた委託訓練を拡充することとした。</p> <p>また、若者の職業的自立支援を図る手段として一定の有効性があったものと考えことから、平成20年度概算要求においては、ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、引き続き事業を継続し、訪問支援を行う人材の養成と訪問支援モデル事業を実施するとともに箇所数を拡充することとした。</p> <p>(継続) ・日本版デュアルシステムの普及・促進 (平成20年度予算概算要求額:7,557百万円[平成19年度予算額:7,387百万円]) ・地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業 (平成20年度予算概算要求額:1,818百万円[平成19年度予算額:963百万円]) ・「私のしごと館」運営事業 (平成20年度予算概算要求額:1,027百万円[平成19年度予算額:1,078百万円]) ・若者自立塾創出推進事業 (平成20年度予算概算要求額:596百万円[平成19年度予算額:1,007百万円])</p>	<p>④</p> <p>-</p>

23	<p>V - 2 - 2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと</p>	<p>(施策の概要) ○ 目的等: ① 障害者への支援を図ること 障害者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的として障害者の身体的又は精神的な事情等に配慮して職業訓練を実施するものである。 ② 母子家庭の母等への支援をすること 「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の職業的自立及び障害者等就職困難者の職業訓練の受講促進を図ることを目的として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対して、個々の状態に応じた又は地域のニーズに合わせた機動的な「準備講習付き職業訓練」を実施するとともに、障害者等就職困難者に対して、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・指導を通じて職業訓練を実施し、訓練受講中に訓練手当を支給する。</p> <p>(施策目標の評価) 障害者職業能力開発校の修了者の就職率については、目標を上回る水準を維持しており、福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の効果的な支援策となっている。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・障害者職業能力開発校運営委託費 (平成20年度予算概算要求額:2,767百万円[平成19年度予算額:2,796百万円]) ・障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 (平成20年度予算概算要求額:1,800百万円[平成19年度予算額:1,487百万円]) ・母子家庭の母等の職業的自立促進事業 (平成20年度予算概算要求額:662百万円[平成19年度予算額:719百万円]) ・同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等への職業訓練の実施 (平成20年度予算概算要求額:2,024百万円[平成19年度予算額:2,075百万円])</p>	③	-
24	<p>VI - 1 - 1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>	<p>(施策の概要) 男女労働者が性別により差別されることなく、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。</p> <p>(施策目標の評価) 1 女性雇用者数は増加傾向にあり、近年、役職者に占める女性の割合はテンポは緩やかであるものの上昇し、平成18年度においては、役職者に占める女性の割合を前年以上とする指標を達成していることから、女性労働者がその能力を発揮できる環境が整備されつつある。 2 育児休業取得率について平成16年度と平成17年度を比較すると、男性は横ばいであるが、女性は平成16年度が70.6%、平成17年度が72.3%と前年より増加している。 3 就業規則に小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合は、平成16年度は10.5%、平成17年度は16.3%と前年より増加している。 4 緊急サポートネットワーク事業の事業利用者の継続就業率は、平成18年度は95%と目標を上回った。 5 再就職希望者支援事業の登録後1年以内に具体的な求職活動を開始する人の割合は、18年度は91.5%と目標を上回った。 6 短時間正社員制度導入の「検討を開始」した傘下企業の割合は51.3%にとどまった。これは、(社)情報サービス産業協会の調査結果が91.4%であったのに対し、川越商工会議所が33.5%であったことが原因であるが、川越商工会議所は事業実施期間が短かったため、事業終了時点では、制度導入の「検討開始」の段階まで至らなかったものと推察される。 7 能力開発システム修了後最終診断を受けた者のうち、再就業(登録を含む)・再就職をした者の割合は81.7%であり、目標を上回った。本事業は、在宅就業者の能力評価、スキルアップ支援を行っており、個々人の適正に応じた支援が有効かつ効率的に成果を上げた評価できる。 8 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、以下の取組に必要な予算を継続して要求することとした。 ① 男女雇用機会均等法の履行確保や女性の意欲・能力を活かしたキャリアの継続と再就職、起業を実現するため、一層の効率化を考慮しつつ、事業の充実を図り、また、これまでの取り組みを引き続き推進することとした。 ② 「育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)」の「子育て期の柔軟な働き方支援コース」を短時間勤務制度の促進に特化し、「小学校低学年の子を養育する労働者を対象とした支援」及び「中小企業の重点支援」により、子育て期における短時間勤務制度の導入・利用促進を図る「子育て期の短時間勤務支援コース(仮称)」に再構築することとした。 ③ 短時間正社員制度導入の促進を図るため、制度導入に関する実態調査・導入事例調査等を実施するとともに、制度導入支援サイトの開設、シンポジウムの開催など事業主等に周知・広報するための事業を実施することとした。また、テレワークを含めた在宅就業の適正化を推進するため、在宅就業者の実態把握を行う調査事業を実施することとした。</p> <p>(継続) ・制度是正指導強化事業 (平成20年度予算概算要求額:37百万円[平成19年度予算額:35百万円]) ・紛争解決援助事業 (平成20年度予算概算要求額:5百万円[平成19年度予算額:5百万円]) ・ポジティブ・アクション普及啓発事業 (平成20年度予算概算要求額:299百万円[平成19年度予算額:309百万円]) ・セクシュアルハラスメント対策普及啓発事業 (平成20年度予算概算要求額:71百万円[平成19年度予算額:86百万円]) ・女性と仕事総合支援事業 (平成20年度予算概算要求額:340百万円[平成19年度予算額:352百万円]) ・メンター紹介サービス事業 (平成20年度予算概算要求額:10百万円[平成19年度予算額:10百万円]) ・女性の起業支援専用サイト事業 (平成20年度予算概算要求額:8百万円[平成19年度予算額:8百万円]) ・育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金) (平成20年度予算概算要求額:6,183百万円[平成19年度予算額:3,717百万円]) ・短時間正社員制度普及促進事業 (平成20年度予算概算要求額:41百万円[平成19年度予算額:50百万円]) ・在宅就業者支援事業 (平成20年度予算概算要求額:80百万円[平成19年度予算額:62百万円])</p>	④	-

25	<p>VI - 2 - 1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること</p>	<p>(施策の概要)          地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する。          また、市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金(平成17年度に創設)を交付する。</p> <p>(施策目標の評価)          育児支援家庭訪問事業は、実施力所数が増加し、市町村における児童虐待の発生予防の取組みが進んでいる。ファミリー・サポート・センターについては、地域の会員間による育児の相互援助活動により、個別のニーズに対応した子育てへの支援が可能となっている。短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライト)事業は、実施が所数が拡大しており、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等の支援が充実している。延長保育促進事業、乳幼児健康支援一時預かり事業についても実施が所数を拡大してきており、近年の就労形態の多様化により高まっている延長保育のニーズや、病児保育のニーズへの対応が図られている。また、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)の設置が促進されており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制が強化されている。以上のことから、平成21年度目標値に向け着々と取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。          (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類)          施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求          評価結果を踏まえ、以下のとおり、「子ども・子育て応援プラン」、「新しい少子化対策について」及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の中間報告」に基づき、国の基本政策として、社会一体となって少子化の流れを変えるための各種の施策を一層強力に推進する必要があることから、2事業を新規要求し、平成21年度にこれら取組が目標値に到達するよう、引き続き市町村における着実な推進を支援する必要があることから、8事業を継続して予算要求を行うこととした。</p> <p>(新規)          ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業          (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数)          ・地域の子育て支援力向上事業          (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数)</p> <p>(継続)          ・地域子育て支援拠点事業          (平成20年度予算概算要求額:11,073百万円[平成19年度予算額:8,441百万円])          ・育児支援家庭訪問事業          (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数[平成19年度予算額(次世代育成支援対策交付金):36,500百万円の内数])          ・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)          (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数[平成19年度予算額(次世代育成支援対策交付金):36,500百万円の内数])          ・ファミリー・サポート・センター事業          (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数[平成19年度予算額(次世代育成支援対策交付金):36,500百万円の内数])          ・病児・病後児保育事業          (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数[平成19年度予算額(次世代育成支援対策交付金):36,500百万円の内数])          ・短期入所生活援助(ショートステイ)事業          (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数[平成19年度予算額(次世代育成支援対策交付金):36,500百万円の内数])          ・夜間養護等(トワイライト)事業          (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数[平成19年度予算額(次世代育成支援対策交付金):36,500百万円の内数])          ・延長保育促進事業          (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数[平成19年度予算額(次</p>	④	-
26	<p>VI - 2 - 2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること</p>	<p>(施策の概要)          次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として(児童手当法第29条の2)、以下のような必要なサービスを提供する。          ①放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保(放課後児童クラブの設置促進)          ②放課後等の子どもの健全な育成支援、安全・安心な遊び場の確保(児童館等の児童厚生施設の設置促進)          ③中・高校生等と乳幼児のふれあう機会の確保(児童ふれあい交流の促進)</p> <p>(施策目標の評価)          児童の健全な育成及び資質の向上については、平成14年から平成18年にかけて、「新エンゼルプラン」及び「子ども・子育て応援プラン」に基づき各種事業の推進を図ってきたところである。放課後児童クラブの設置については、平成14年からの5年間で、年間600~700か所以上増加が図られ、また、児童館の設置についても同5年間で100か所以上の増加が図られている。また、運営についても地域の実情に応じ民間活力を生かした事業を展開しており、有効性及び効率性を考慮しながら必要とされるサービスの提供が行われていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)          施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求          評価結果を踏まえ、総合的な放課後児童対策及び子どもの遊び場づくりの推進並びに地域における子どもの健全な育成及び子育て家庭への支援の更なる充実を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続)          ・放課後児童健全育成事業費等          (平成20年度予算概算要求額:16,383百万円[平成19年度予算額:14,036百万円])          ・児童厚生施設等整備費          (平成20年度予算概算要求額:2,130百万円[平成19年度予算額:1,770百万円])          ・放課後子ども環境整備事業費          (平成20年度予算概算要求額:1,115百万円[平成19年度予算額:1,115百万円])          ・民間児童厚生施設等活動推進事業費          (平成20年度予算概算要求額:1,239百万円[平成19年度予算額:1,329百万円])          ・児童ふれあい交流促進事業          (平成20年度予算概算要求額:160百万円[平成19年度予算額:160百万円])</p>	③	-



27	<p>VI - 2 - 3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること</p>	<p>(施策の概要) 安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進するため、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する(児童福祉法第24条、第56条の7等)。</p> <p>(施策目標の評価) 保育所への受入児童数の増加に伴い、待機児童数については、平成15年以降3年連続で減少し、平成18年に初めて2万人を下回ったところである。これは、保育所の受入児童数の拡大を図るために保育所の整備を推進し、それに伴い必要となる経費を助成してきたこと等の成果であると判断される。よって、施策目標達成に向けて進展していると評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、保育所の受入児童数の拡大を図るための保育所の整備に必要な経費を継続して助成することとするとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・民間保育所整備費 (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策施設整備交付金):18,000百万円の内数[平成19年度予算額(次世代育成支援対策施設整備交付金):12,962百万円の内数]) ・民間保育所運営費 (平成20年度予算概算要求額:326,663百万円[平成19年度予算額:312,710百万円]) ・延長保育促進事業 (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数[平成19年度予算額(次世代育成支援対策交付金):36,500百万円の内数]) ・一時保育促進事業 (平成20年度予算概算要求額:2,658百万円[平成19年度予算額:2,494百万円]) ・特定保育事業 (平成20年度予算概算要求額:1,268百万円[平成19年度予算額:962百万円])</p>	③	-
28	<p>VI - 2 - 4 子育て家庭の生活の安定を図ること</p>	<p>(施策の概要) 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>(施策目標の評価) 児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するという政策目的に対し有効かつ効率的な制度であり、児童手当の妥当性について子どものいる世帯の約7割が支持するという高い評価結果が出ている。これは、児童手当に対する国民のニーズに対応しつつ児童手当制度を認定、支給事務処理を含め適正に運営してきた成果の一つとして評価できるとともに、適時の制度拡充により児童手当支給件数も増加していること等から、目標達成に向けて進展があったと考える。なお、経済的支援としての児童手当は、仕事と子育ての両立の推進、保育サービスの充実など各種施策が総合的に講じられることでより効果が発揮されるものと考えられる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、児童手当制度の適時の拡充により支給件数が増加していること、児童手当が児童養育家庭の生活の安定に寄与しているとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・児童手当交付金 (平成20年度予算概算要求額:435,735百万円[平成19年度予算額:431,961百万円])</p>	③	-

29	<p>VI - 3 - 1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること</p>	<p>(施策の概要) 児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。</p> <p>(施策目標の評価) 児童虐待防止対策については、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置が促進されるなど市町村の体制が強化され、また、児童相談所における24時間365日体制確保の促進など児童相談所の体制も強化されているところである。また、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加により、施設の小規模化も進んでいるところであり、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示し、さらに、婦人相談員の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、児童虐待防止を推進する観点から、そのために必要な予算を新規に要求した。また、児童虐待防止及び配偶者からの暴力への対策等の推進の観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(新規) ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数) ・里親支援機関による里親の支援 (平成20年度予算概算要求額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,668百万円の内数) ・地域生活支援事業(モデル事業)の創設 (平成20年度予算概算要求額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,668百万円の内数)</p> <p>(継続) ・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数[平成19年度予算額(次世代育成支援対策交付金):36,500百万円の内数]) ・育児支援家庭訪問事業 (平成20年度予算概算要求額(次世代育成支援対策交付金):40,000百万円の内数[平成19年度予算額(次世代育成支援対策交付金):36,500百万円の内数]) ・施設の小規模化の推進 (平成20年度予算概算要求額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):77,965百万円の内数[平成19年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):75,255百万円の内数]) ・心理療法担当職員の配置 (平成20年度予算概算要求額(児童入所施設措置費):77,965百万円の内数[平成19年度予算額(児童入所施設措置費):75,255百万円の内数]) ・児童家庭支援センター運営事業 (平成20年度予算概算要求額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,668百万円の内数[平成19年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,307百万円の内数]) ・婦人相談員の配置 (平成20年度予算概算要求額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,668百万円の内数[平成19年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,307百万円の内数]) ・婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の配置 (平成20年度予算概算要求額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,668百万円の内数[平成19年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,307百万円の内数]) ・婦人保護施設における夜間警備体制の強化 (平成20年度予算概算要求額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,668百万円の内数[平成19年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,307百万円の内数])</p>	④	-
30	<p>VI - 4 - 1 母子保健衛生対策の充実を図ること</p>	<p>(施策の概要) (1)結核児童の療育、未熟児の養育医療に要する費用及び小児慢性特定疾患に掛かる医療費について必要な補助を行うなど児童に係る施策の推進、 (2)救急医療を必要とする未熟児や周産期にある妊婦のうち特に危険度の高い者などに対する高度な医療を提供するための周産期医療体制の充実を図る。また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成や不妊専門相談センター事業に要する費用の一部補助などの施策の推進などの母子保健衛生対策の充実のための施策を推進する。</p> <p>(施策目標の評価) 周産期医療ネットワークを整備している都道府県、不妊治療専門相談センターを設置している都道府県等、特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県等が共に増加しており、着実に母子保健衛生対策の充実が進められていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、施策目標の達成に向け、着実に母子保健衛生対策の充実を図ることとするとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・結核児童療育費負担金 (平成20年度予算概算要求額:7百万円[平成19年度予算額:7百万円]) ・未熟児養育費負担金 (平成20年度予算概算要求額3,446百万円[平成19年度予算額:3,585百万円]) ・結核児童日用品費等負担金 (平成20年度予算概算要求額:1百万円[平成19年度予算額:1百万円]) ・小児慢性特定疾患治療研究事業 (平成20年度予算概算要求額:10,876百万円[平成19年度予算額:10,804百万円]) ・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 (平成20年度予算概算要求額:64百万円[平成19年度予算額:64百万円]) ・母子保健医療対策等総合支援事業 (平成20年度予算概算要求額:5,077百万円[平成19年度予算額:4,191百万円]) ・母子保健衛生対策の推進に必要な経費 (平成20年度予算概算要求額:62百万円[平成19年度予算額:19百万円])</p>	③	-

31	VI - 5 - 1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること	<p>(施策の概要) 母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進する。</p> <p>(施策目標の評価) 母子家庭等就業・自立支援センターの設置自治体数、自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体数、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数については、母子家庭の母等が就業相談、情報提供の提供を受けるとともに、職業訓練により就労に必要な技能の修得できることから母子家庭の母の就業支援のために有効であると評価できる。いずれも指標についても平成15年度の事業開始から着実に実績を伸ばしており、目標達成に向けた進展があったものと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、在宅就労を推進するとともに、身近な地域でセンター事業と同様のサービスが受けられるよう、従来の母子家庭等就業・自立支援センターに在宅就労推進事業を追加するとともに、一般市においても同様の事業が実施できるよう新たに一般市就労・自立支援事業を創設することや、高等技能訓練促進費事業について、養成訓練開始時の経済的負担を軽減するという観点から、従来からの修業支援手当に加え、入学時に必要となる入学一時金を創設すること等の予算要求を行うこととした。</p> <p>(継続) ・母子家庭等対策総合支援事業 (平成20年度予算概算要求額:2,983百万円[平成19年度予算額:1,919百万円])</p>	④	-
32	VII - 2 - 1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	<p>(施策の概要) より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生の充実等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上のための措置の援助等を行う。</p> <p>(施策目標の評価) 介護福祉士・社会福祉士の養成及び定着促進、福祉サービスの質の向上及び利用者保護に資する取り組み等を推進した結果、介護業務に従事する者のうち介護福祉士有資格者割合及び第三者評価受審件数は着実に増加しており、相談業務に従事する者のうち社会福祉士有資格者割合については、平成15年度と平成17年度では、指標の対象とする相談業務に従事する者の範囲が一部異なるため、単純に比較することができず、今後の状況を注視する必要があるものの、総体的には、質の高い福祉サービスを提供することについて一定の進展があったと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生等の充実等による社会福祉事業従事者の確保及び福祉サービスの第三者評価事業の実施等により、より質の高い福祉サービスを提供するため、継続して予算要求することとした。 さらに、社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う養成課程における教員等の資質の向上及び新しい人材確保指針に基づく施策の推進のための事業を新規施策として予算要求することとした。</p> <p>(新規) ・社会福祉士実習・演習担当教員講習会事業 (平成20年度予算概算要求額:4百万円) ・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研究事業 (平成20年度予算概算要求額:41百万円) ・社会福祉士養成実習施設実習指導者特定研究事業 (平成20年度予算概算要求額:37百万円) ・介護教員講習会事業 (平成20年度予算概算要求額:8百万円)</p> <p>(継続) ・社会福祉職員研修センター経営委託費 (平成20年度予算概算要求額:49百万円[平成19年度予算額:49百万円]) ・介護福祉士等就学資金貸付事業 (平成20年度予算概算要求額(セーフティネット支援対策等事業費補助金):20,000百万円の内数[平成19年度予算額(セーフティネット支援対策等事業費補助金):18,000百万円の内数]) ・福利厚生センター運営事業 (平成20年度予算概算要求額:159百万円[平成19年度予算額:159百万円]) ・福祉サービスの第三者評価事業 (平成20年度予算概算要求額:8百万円[平成19年度予算額:9百万円])</p>	④	-

33	VII - 3 - 1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	<p>(施策の概要) 国家補償の精神に基づき、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を実施しており、また、昭和館及びしょうけい館において戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承する事業を行う。</p> <p>(施策目標の評価) 戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されており、また、昭和館及びしょうけい館においては、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 戦没者遺族等に対する援護年金の支給、戦傷病者に対する療養の給付等については、その対象者数は減少しているものの、引き続き着実な援護の実施が求められていることから、評価結果を踏まえ、必要な額を適切に予算要求することとした。また、昭和館及びしょうけい館については、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した新たな取組を実施するため、拡充して予算要求することとした。</p> <p>(継続) ・遺族等年金事業 （平成20年度予算概算要求額:40,176百万円[平成19年度予算額:43,264百万円]） ・特別給付金等支給事業 （平成20年度予算概算要求額:740百万円[平成19年度予算額:856百万円]） ・戦傷病者特別援護事業 （平成20年度予算概算要求額:881百万円[平成19年度予算額:946百万円]） ・昭和館運営事業費 （平成20年度予算概算要求額:560百万円[平成19年度予算額:554百万円]） ・しょうけい館運営事業費 （平成20年度予算概算要求額:192百万円[平成19年度予算額:187百万円]）</p>	④	-
34	VII - 3 - 3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	<p>(施策の概要) 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。</p> <p>(施策目標の評価) 中国残留邦人等に対する帰国援護、受入れ、定着・自立援護の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、永住帰国者の自立支援という施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進や永住帰国者の自立支援のための事業について、引き続き着実な実施が求められていることから、評価結果を踏まえ、適切に予算要求することとした。さらに、本年1月の安倍総理の指示を受け、有識者会議における検討等を経て、7月に与党PTIにおいて中国残留邦人に対する新たな支援策が決定されたため、その実施に必要な額を予算要求することとした。</p> <p>(新規) ・中国残留邦人に対する新たな支援策 （平成20年度予算概算要求額:26,164百万円） (継続) ・孤児調査等事業 （平成20年度予算概算要求額:58百万円[平成19年度予算額:56百万円]） ・帰国援護事業 （平成20年度予算概算要求額:657百万円[平成19年度予算額:621百万円]） ・定着自立援護事業 （平成20年度予算概算要求額:541百万円[平成19年度予算額:1,103百万円]）</p>	④	-
35	VIII - 1 - 1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	<p>(施策の概要) 障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。</p> <p>(施策目標の評価) 障害者自立支援法の制定により、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的な改正を行ったため、現行制度に対応する過去のデータを正確に採るのは不可能であるが、現行制度に準じた指標を参考にする、指標1、指標2が示すとおり、サービスが着実に浸透している。 また、法施行に当たって様々な意見が存在することを踏まえ、総額1,200億円規模の特別対策を実施しているところであるが、そのうち利用者負担の更なる軽減策として、負担感が大きいとされる通所・在宅サービス利用者の月額負担上限を4分の1にする等の対策を講じ、障害者自立支援法の着実な定着を図っている。 以上を踏まえると、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 ①評価結果を踏まえ、グループサービス・ケアホームの充実、訪問系サービスの充実、日中活動サービスの充実等を一層推進するため、介護給付・訓練等給付費に係る予算を拡充して要求することとした。</p> <p>(継続) ・介護給付・訓練等給付費 （平成20年度予算概算要求額:486,045百万円[平成19年度予算額:445,462百万円]） ②評価結果を踏まえ、個別事業所に対するコンサルタント派遣事業の拡充、事業所職員等の意識改革や民間企業ノウハウを活用するための研修事業等を新たに実施することとした。そのため、工賃増計画支援事業に係る予算を拡充して要求することとした。</p> <p>(継続) ・工賃増計画支援事業 （平成20年度予算概算要求額:1,547百万円[平成19年度予算額:500百万円]） ③評価結果を踏まえ、市町村、都道府県における地域生活支援事業を推進するために、コミュニケーション支援事業、相談支援事業を含む地域生活支援事業に係る予算を拡充して要求することとした。</p> <p>(継続) ・地域生活支援事業 （平成20年度予算概算要求額:450百万円[平成19年度予算額:400百万円]）</p>	④	-

36	IX - 1 - 1 公的年金制度の持続可能性を確保すること	<p>(施策の概要) 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、この考え方のもと、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支え、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実際に価値のある年金を支給する機能を果たしている。</p> <p>(施策目標の評価) 公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入、③基礎年金国庫負担割合の引上げ、④積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正により、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、円滑に施行されている。</p> <p>このうち基礎年金国庫負担割合の引き上げについては、法律の本則上、3分の1から2分の1へ引き上げるとともに、附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。この道筋に沿って、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成19年法律第27号)により、平成19年度以降の基礎年金国庫負担割合は、平成18年度から約0.7%引き上げ、約36.5%としたところである。</p> <p>平成16年年金制度改正後の課題として、被用者年金制度の一元化については、制度の安定性・公平性を確保するため、公務員や私学教職員等を厚生年金に加入することとし、「同一保険料・同一給付」を実現する「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審議とされたところである。パート労働者に対する厚生年金適用についても、同法律案において、「正社員に近い」パート労働者への適用拡大を図っている。</p> <p>また、財政再計算との乖離状況については、平成18年度の数値は集計中であるが、平成15~17年度は、実績値が財政再計算結果を上回っており、全体として、目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったチェコ、スペイン及びイタリアの3カ国との間で、それぞれ、社会保障協定の締結に向けて、平成18年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成するとともに、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望の強かったオーストラリアとの間で、平成18年度中に当該協定を締結(署名)するなどの成果があったと評価できる。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進することとした。</p> <p>(継続) ・年金財政検証事業 (平成20年度予算概算要求額:160百万円[平成19年度予算額:161百万円]) ・公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業 (平成20年度予算概算要求額:84百万円[平成19年度予算額:81百万円]) ・年金通算協定事業 (平成20年度予算概算要求額:33百万円[平成19年度予算額:32百万円])</p>	③	-
37	IX - 3 - 1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	<p>(施策の概要) 高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。</p> <p>(施策目標の評価) 平成18年4月に介護保険制度改革が行われ、予防重視型システムの確立が目指された。要支援者に対する予防給付については、予防の考え方を重視し、サービス内容等を見直し、要支援・要介護状態になる可能性の高い方(特定高齢者)に対しては、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム等の介護予防特定高齢者施策を提供することとした。また、すべての高齢者に対して、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発等を図ることとした。</p> <p>平成18年度は制度改革後の初年度であるため、まずは体制整備が重要であり、介護予防に関するサービス提供が、一貫性・連続性をもって円滑に市町村で実施されるよう、都道府県や市町村の担当者を対象とした会議を開催し、担当者同士の情報共有や先駆的な取組事例の紹介等を実施した。また、介護予防に関する評価分析を行うための継続的評価分析等事業において、有識者会議を通してその実施方法等を検討するとともに、調査にも着手しており、改善した予防給付受給者及び特定高齢者の割合は、現在集計中であるものの、体制整備としては重点的に行われたと評価できる。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、市町村の介護予防事業が効果的に実施されるよう、都道府県による広域的な観点からの支援を行うとともに、地域支援事業の事業規模を拡大しつつ着実に実施するなど、介護予防対策を一層推進することとした。</p> <p>(継続) ・継続的評価分析支援事業 (平成20年度予算概算要求額:400百万円[平成19年度予算額:400百万円]) ・地域支援事業 (平成20年度予算概算要求額:70,232百万円[平成19年度予算額:53,853百万円]) ・高齢者の社会参加・生きがいづくりの活動支援 (平成20年度予算概算要求額:2,700百万円[平成19年度予算額:3,040百万円])</p>	④	-

38	<p>X - 1 - 1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること</p>	<p>(施策の概要) 保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野における様々な課題について、国際社会に貢献するため、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、経済協力開発機構(OECD)等の国際機関を通じて、技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力する。</p> <p>(施策目標の評価) 保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野において、我が国が保持する高度な技術を活用し、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、経済協力開発機構(OECD)等の国際機関を通じた技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力することで、効果的に国際社会に貢献することができると評価している。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求</p> <p>①国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための技術協力事業に対する協力 評価結果を踏まえ、参加者の所属機関から高く評価されている取組(調査・研究、セミナーや研修等)の実施について引き続き協力していくこととするとの観点から、そのために必要な予算を拡充して要求することとした。</p> <p>(継続) ・政府開発援助国際労働機関等拠出金 (平成20年度予算概算要求額:393百万円[平成19年度予算額:201百万円])</p> <p>②世界保健機関が行う技術協力事業に対する協力 評価結果を踏まえ我が国の権益に沿って事業を行える分野や国内施策に関連の強い分野も重視し引き続き協力していくこととするとの観点から、そのために必要な予算を拡充して要求することとした。</p> <p>(継続) ・政府開発援助世界保健機関等拠出金 (平成20年度予算概算要求額:1,901百万円[平成19年度予算額:1,237百万円])</p> <p>③経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること 評価結果を踏まえ、平成20年度予算要求にあたっては、OECD加盟各国から質が高く影響力もあると評価されている取組を引き続き推進することとするとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・経済協力開発機構拠出金 (平成20年度予算概算要求額:44百万円[平成19年度予算額:44百万円])</p> <p>④開発途上国におけるエイズ対策の推進 評価結果を踏まえ、平成20年度予算要求にあたっては、現在HIV/AIDS感染が拡大しているアジアに対してUNAIDSが推奨する戦略的対策支援を中心に、引き続き世界のエイズ対策への取組を推進することとするとの観点から、そのために必要な予算を拡充して要求することとした。</p> <p>(継続) ・世界保健機関等拠出金 (平成20年度予算概算要求額:419百万円[平成19年度予算額:312百万円])</p>	④	-
39	<p>XI - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること</p>	<p>(施策の概要) 厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。</p> <p>(施策目標の評価) <b>厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。この点、施策目標に係る指標をみると、各研究事業で評価委員会が着実に開催されていることから、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価できる。</b> (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、厚生労働行政にとって真に必要な研究を厳選すること、また、評価による研究成果の施策への適切な反映の観点から、引き続き、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施を図ることとし、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・研究評価推進事業費 (平成20年度予算概算要求額:57百万円[平成19年度予算額:50百万円])</p>	③	-

40	XII - 1 - 1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	<p>(施策の概要)</p> <p>国民の利便性・サービスの向上を目的としてITが活用される電子政府を実現するため、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続においてオンライン利用率を2010年度までに50%以上とするとともに、政府全体の業務・システム最適化を図るための取組を行う。</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>オンライン利用促進については、行動計画に沿って添付書類の省略、電子署名の簡略化、電子申請利用促進週間を利用した広報普及活動、電子申請利用の手引の作成等の取組を行った結果、平成18年度の電子申請の実績等は77手続全体で1,013万件、目標利用件数に対する達成率は72%、オンライン利用率は7.4%であった。また、平成18年度の取組結果を受け、平成19年3月には行動計画の改訂を行い、磁気媒体届書作成プログラムが利用可能な手続の追加、大規模事業所への個別訪問による協力依頼の実施等、更なる利用促進対策を盛り込んだ。</p> <p>以上より、オンライン利用率については初年度として一定の成果を上げ、また、利用率をさらに向上させるために行動計画の改定を行ったことにより、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。(個別目標2については、成果重視事業評価により評価を行う。)</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p>	<p>○予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、国民の利便性及びサービスのさらなる向上に資するため、国民からの申請・届出を処理するシステムを運用するための経費等を要求することとした。</p> <p>(継続)</p> <p>・電子政府実現のための基盤整備に必要な事業 (平成20年度予算要求額:410百万円[平成19年度予算額:459百万円])</p>	③	-

※ 実績評価書については、平成19年8月10日付けて総務省あて送付している。

※ 政策評価結果の平成20年度予算概算要求等への反映内容欄のうち、予算に係るものについては、政策増減によらない額の増減等を含むものがある。

<継続事業に関する事業評価書(事後)>

概算要求への反映欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

[概算要求への反映]

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

[機構・定員要求への反映]

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

No.	政策(事業)の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況		
			【政策評価結果の平成20年度予算概算要求等への反映内容】	概算要求への反映	機構・定員要求への反映
41	賃金不払残業の解消に向けた取組の推進(Ⅲ-1-1)	<p>(事業の概要)</p> <p>① 事業主等に対する自主点検の実施 賃金不払残業の解消等法定労働条件の確保を図るため、自主点検表を活用して、事業場が法令等を十分理解し、自主的に法定労働条件を遵守できる基盤作りを促す。 ② 賃金不払残業の解消に向けた周知・啓発活動等の実施 賃金不払残業の解消と適正な労働時間管理に向けたキャンペーン活動を実施する(賃金不払残業等に関する無料電話相談の開設等)。 ③ 意識調査・研究の実施 企業における労働時間管理の方法等人事労務管理の状況、諸外国の状況等を把握し、適正な労働時間管理を行うための制度とその運用の在り方等についての研究を行う。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>① 労働基準監督署の是正指導件数をはるかに上回る数の事業場に対して自主点検表の配布を実施していること、② 賃金不払残業に対するキャンペーン事業については、毎年、行政機関の閉庁日に無料電話相談を実施し、多くの相談が寄せられていること、③ 専門家による調査研究(※)によって、賃金不払残業に係る背景要因の研究を進め監督指導に活用したことにより、賃金不払残業の解消に向けた取組が着実に推進されていると評価できる。 ※「企業における労働基準に係るコンプライアンスの取組に関する調査研究」により、賃金不払残業を始めとした労働基準に関するコンプライアンスの背景要因や課題等の究明を行った。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>① 派遣労働者又は短時間労働者等、雇用形態に応じて重点化した自主点検を実施していること、② 賃金不払残業に係る背景要因の究明を専門家の調査により的確に実施していることにより、賃金不払残業の解消に向けた取組が効率的に推進されていると評価できる。</p>	<p>○予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、賃金不払残業に対する社会的関心が依然として高いことから、賃金不払残業に関する周知啓発活動を引き続き推進することとして、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>平成20年度予算概算要求額(労働条件確保対策推進費(厚生労働本省・都道府県労働局)の内数):44百万円[平成19年度予算額:125百万円] ※平成19年度の予算額には「職場における健康確保対策の推進に必要な経費」の内数(81百万)を含む。</p>	○	-

42	<p>失業者向け生活関連情報提供サービス事業の実施(失業者への生活関連情報のハローワークによるワンストップでの提供体制の整備)(IV-1-1)</p>	<p>(事業の概要) ハローワークにおいて、下記の事業を実施することにより、求職者が安心して求職活動を行えるようにする。 (1)生活関連情報相談窓口における専門相談員による相談 大都市圏のハローワークに生活関連情報相談窓口を設置し、社会保険労務士、税理士、心理カウンセラー等の専門相談員による相談等を実施する。 (2)ハローワークインターネットサービスによる生活関連情報の提供 失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報について、ハローワークインターネットサービスにより提供するほか、全国のハローワークにハローワークインターネットサービス閲覧用のパソコンを配置して閲覧できるようにする。</p> <p>(有効性の評価) ハローワークインターネットサービスの生活関連情報提供ページは、平成18年度に年間615,471件のアクセスがあり、またハローワークの生活関連情報相談窓口における平成18年度の相談件数は2,097件と、広く有効に活用されているものと評価できる。 また、今後の支援を継続的に実施することにより、求職者が安心して求職活動に専念することができるようになり、引き続き再就職の促進に寄与することが期待される。</p> <p>(効率性の評価) (1)手段の適正性 求職者が多く集まるハローワークにおいて、生活関連情報をワンストップで提供することは、生活関連の問題を抱えている求職者に一元的に雇用情報だけでなく各種の生活関連情報を提供できる点で最も効果的で、かつ効果的であると評価できる。 また、ハローワークインターネットサービスは知名度もあり、求職者の一定のアクセス実績もあることから、ハローワークインターネットサービスに生活関連情報を掲載することは、効果的であると評価できる。 (2)費用と効果の関係に関する評価 生活関連の相談は多岐に渡ることから、既存の職員を教育育成するより、日替わりで税理士、社会保険労務士、心理カウンセラー等の各分野の専門家を委嘱する方が多様な相談に対応することが可能となるだけでなく、費用抑制の効果も大きい。 また、ハローワークインターネットサービスに生活関連情報を掲載することで、少ない費用で、より多くの求職者に生活関連情報を提供することが可能となるため、効果的と評価できる。 さらに、利用実績等を踏まえ、予算額を適宜見直しており、効果的な運用がなされているものと評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、失業者向け生活関連情報提供サービス事業を引き続き推進することとした。 平成20年度予算概算要求額:64百万円[平成19年度予算額:67百万円]</p>	○	-
43	<p>しごと情報ネットの拡充(IV-1-1)</p>	<p>(事業の概要) しごと情報ネットは、求職者が、インターネットを利用して、官民の参加機関(民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等)の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムであり、これを運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p> <p>(有効性の評価) しごと情報ネットが保有する求人情報件数(平成19年3月31日現在約107万件(対前年同期比約15.6%増))及び参加機関数(平成19年3月31日現在8,835機関(対前年同期比約35.4%増))がともに増加し、1日当たりのアクセス件数についてはPC版、携帯版併せて前年に引き続き100万件以上を維持しているなど、官民連携した求人情報提供の充実が図られているところである。こうした中で、障害者に係る求職者情報の情報提供件数についても、平成16年度449件、平成17年度2,264件、平成18年度2,480件と年々増加しており、本社の所在する労働局の管轄以外の求職者情報についても容易かつリアルタイムに入手が可能な状況となっていることから、求人企業の側が求職者情報を入力し、求職者に主体的に働きかける環境が整っている状況となっており、障害者の早期再就職等に有効に結びついているものである。 また、しごと情報ネットから能力開発情報を提供するホームページへのアクセスについても、しごと情報ネットに対するアクセスが一日当たり100万件以上の高い件数を維持しているところであり、しごと情報ネットと職業能力開発情報を提供するホームページとの接続機能を整備したことにより、しごと情報ネットにアクセスした求職者が自らの職業能力の向上を図るための具体的な行動を起こすことの支援に役立ち、就職の促進に有効に結びついているところである。</p> <p>(効率性の評価) ・障害者に係る求職者情報を提供するため、また、求職者に対して広く職業能力開発情報を提供するために、知名度もあり一定のアクセス実績もあるしごと情報ネットを活用することは、アクセス件数の伸びを踏まえると、効果的であり手段として適正であったと考えられる。 費用と効果の関係について ・しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一カ所のシステム整備コスト及び運用コストがかかるだけとなっていること、また、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化を効果的に進めるものであると考えられる。 ・失業等給付を受給している者が、しごと情報ネットの情報を利用して再就職することにより、失業者及び失業期間が減少し、本事業にかかるコストに比して失業等給付の支出を相当分減少させることができるものとなっていることから、費用の面からも、効果的な手段として適正であったと考えられる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、しごと情報ネット事業を引き続き推進することとした。 平成20年度予算概算要求額:438百万円[平成19年度予算額:479百万円]</p>	○	-



44	<p>若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化(IV-3-1)</p>	<p>(事業の概要)          在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から、就職後の職場定着までの各段階を通じて、マンツーマンによる一貫した支援を行う若年者ジョブサポーターを全国の公共職業安定所に配置し、中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を実現する。          (若年者ジョブサポーターの主な業務)          ・ 早い段階からの職業意識の形成支援          ・ 就職希望者の把握          ・ 学校訪問等による就職希望者に対する個別の就職相談          ・ 企業訪問等による求人開拓          ・ 未内定者や未就職卒業者に対するきめ細かな就職支援          ・ 企業訪問等による学卒就職者の定着支援等</p> <p>(有効性の評価)          ジョブサポーターに対する学校の信頼も厚く、生徒に対するマンツーマンによる相談件数も着実に増加した結果、就職率(平成19年3月末時点)は、事業開始の平成14年3月末時点から7ポイント改善することとなったことは、若年者雇用情勢の改善を図るために有効であったと考えられる。</p> <p>(効率性の評価)          若年者ジョブサポーターの配置人数については、平成14、15年度の一定期間配置から、平成16年度に通年配置としたことにより、若年者ジョブサポーターによる相談件数は大幅に増加しているが、若年者ジョブサポーター1人1月あたりの相談件数もアップしており、効果的な事業実施を図ることができたと考えられる。</p>	<p>○予算要求          評価結果を踏まえ、若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化事業を引き続き推進することとした。</p> <p>平成20年度予算概算要求額:1,491百万円[平成19年度予算額:1,643百万円]</p>	○	-
45	<p>日系人就業支援事業(日系人青少年に対するキャリア形成相談の実施)(IV-3-1)</p>	<p>(事業の概要)          日系人が集住する地域を管轄する安定所において、今後のキャリア形成など職業生活に関する意識を啓発し、我が国の労働慣行や日本で生活していく上での知識を身につけるために、日系人不就労者等に対するキャリア形成支援及び個別の指導・相談による就職支援を行う。</p> <p>(有効性の評価)          雇用失業情勢の改善する中でも、日系人新規求職申込件数が増加していることから、日系人青少年の職業意識の醸成が図られ、事前に見込んだ効果があったと判断できる。</p> <p>(効率性の評価)          (1) 手段の適正性          ガイダンス及び意識啓発指導を地元日系人コミュニティに出向いての実施や地域における外国人を対象とした各種イベント等、日系人が集まる場所・機会を積極的に活用して、効率的に実施した結果、ガイダンス回数、意識啓発指導回数ともに増加しており、手段が適正であったと考えられる。</p> <p>(2) 費用と効果の関係に関する評価          地域の自治体等と連携し、意識啓発指導の対象となる日系人が集まる場所・機会を捉えて実施しているため、対象者の捕捉率が高く、効率的に事業を実施できたことから、費用対効果の上でも有効であったと考えられる。</p>	<p>○予算要求          評価結果を踏まえ、日系人就業支援事業を引き続き推進することとした。</p> <p>平成20年度予算概算要求額:35百万円[平成19年度予算額:31百万円]</p>	○	-
46	<p>一般事業主行動計画策定等支援事業(VI-1-1)</p>	<p>(事業の概要)          次世代法第20条に基づき、一般事業主行動計画の策定を支援するため、厚生労働大臣が次世代育成支援対策推進センターを指定することとしている。また、主要な次世代育成支援対策推進センターに次世代育成支援対策推進員を配置すること等により、センター事業と一体となった一般事業主に対する支援を実施するとともに、特に計画策定が困難であると思われる中小企業を傘下に多く擁し、全国的に積極的な活動を行うなどの一定の要件を満たす次世代育成支援対策推進センターに対して、以下の事業を委託する。          ① 中小企業が一般事業主行動計画の策定・実施及び認定に向けての取組を進めるための好事例の収集及び認定マニュアルの作成          ② 一般事業主行動計画の策定・実施及び認定等次世代育成支援対策に関する地域別、業種別講習会の実施</p> <p>(有効性の評価)          一般事業主行動計画の策定・届出が義務となっている301人以上の労働者を雇用する企業においては、ほぼ100%の実施が達成された。          一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策に関する地域別、業種別講習会の実施回数は平成16年度の事業開始以降年々増加しており、また、中小企業が行動計画を策定する際の参考となる好事例・マニュアルの活用や講習会の実施等により、行動計画の策定・実施に向けた取組を行う中小企業の数が大幅に増加した(平成17年度1,657社→平成18年度5,736社)。          これらにより、各企業の実情に応じた適切な一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策が着実に推進されており、労働者が安心して子どもを産み育てられる職場づくりに向け進展していると評価できる。</p> <p>(効率性の評価)          企業の一般事業主行動計画の策定を支援する次世代育成支援対策推進センターを増やすとともに、次世代育成支援対策推進センターの活用により、行動計画を策定する事業主にきめ細かな支援を行うことで、個々の事業主の実情に合った効率的な行動計画の策定に資すると評価できる。</p>	<p>○予算要求          評価結果を踏まえ、一般事業主行動計画の策定を着実に支援するため、次世代育成支援対策推進センターにおける事業主に対する相談・援助を拡充することとした。</p> <p>平成20年度予算概算要求額:40百万円[平成19年度予算額:34百万円]</p>	○	-

47	入所児童の家族調整などを図る家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置(Ⅵ-3-1)	<p>(事業の概要) ファミリーソーシャルワーカーを配置することにより、児童相談所をはじめとする関係機関、子どもを直接ケアする職員、個別対応職員などと連携し、家庭環境の調整を図り、早期の家庭復帰を目指す。</p> <p>(有効性の評価) ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数は平成16年度の事業開始以降年々増加しており、ファミリーソーシャルワーカーを拡充することは、関係機関とも連携した家族調整を行うことができ、その結果、より多くの児童の家庭復帰が図られ、児童の健全育成に資することができる。虐待等の増加により家族調整を行うことがより難しくなっていることを踏まえると、家族調整を専門的に行うファミリーソーシャルワーカーの配置は、児童の家庭復帰を図る上で有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 児童が早期の家庭復帰をするには、家族の調整が図られることが必要である。一方で、直接ケア担当職員などは、日々の生活を見ることに時間をとられ家族調整に当てる時間が少なく、また、虐待等により施設への入所児童が増えている。これらの事情を踏まえると、ファミリーソーシャルワーカーにより必要とされる家族調整を専門的、短期的に行うことは、児童の早期家庭復帰にとって効率的であると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、虐待等により施設への入所児童が増え児童の家庭復帰を促進する観点から、必要な家族調整を行うファミリーソーシャルワーカーを引き続き配置していくこととした。</p> <p>平成20年度予算概算要求額(児童入所施設措置費):77,965百万円の内数[平成19年度予算額(児童入所施設措置費):75,255百万円の内数]</p>	○	-
48	児童自立生活援助事業の拡充(Ⅵ-3-1)	<p>(事業の概要) 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)は、児童養護施設等を退所後の児童の自立を支援するため、自立援助ホームにおいて、相談や日常生活上の援助及び生活指導、就業の支援を行うものである。</p> <p>(有効性の評価) 児童自立生活援助事業の実施か所数は年々増加しているところであり、児童養護施設等を退所した後も家庭復帰できない児童等が自立援助ホームに入所することにより、生活指導や就労支援を受けることができるので、自立援助ホームの増加は、より多くの児童の早期の自立につながるかと評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 親等に代わって、児童指導員等の資格等を有する自立援助ホームの職員が、家庭復帰できない児童等に対して、より専門的な見地から生活指導や援助を行うことにより、児童の自立を効率的に促進できると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、日常生活上の指導を必要とする児童の早期自立を促進する観点から、自立援助ホームを引き続き設置していくこととした。</p> <p>平成20年度予算概算要求額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,668百万円の内数[平成19年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,307百万円の内数]</p>	○	-
49	里親養育援助事業の創設(Ⅵ-3-1)	<p>(事業の概要) 里親家庭に里親仲間や里親が指定する者などが、里親家庭を訪問し養育上の援助や相談を行う。</p> <p>(有効性の評価) 里親養育援助事業の実施か所数は、平成16年度の事業開始以降年々増加しており、里親支援を拡充することは、里親受託の推進につながり、ひいては委託児童数の増加にも資することから、児童の健全な育成に有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 虐待を受けた子どもの訪問支援や相談支援の拡充を通じて、より多くの里親の不安・負担感を直接軽減させることができると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、里親養育援助事業を引き続き行うとともに、家庭的な環境の下で子どもの養育ができる里親制度を推進するため、里親の掘り起こし、里親の資質向上や委託里親への支援などを行うこととした。</p> <p>平成20年度予算概算要求額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,668百万円の内数[平成19年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,307百万円の内数]</p>	○	-
50	児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置の大幅な拡充(Ⅵ-3-1)	<p>(事業の概要) 被虐待児個別対応職員が、職員と子どもとの1対1の関係をつくり、問題を起こした子どもへの個別面接、創作活動(ものづくりなど)、生活場面での個別対応、保護者への定期的なケア、子どもに対するケアに関する一般職員等へのアドバイスを行う。</p> <p>(有効性の評価) 被虐待児個別対応職員の配置か所数は、平成16年度の事業開始以降年々増加しており、被虐待児個別対応職員を拡充することは、集団処遇では対処しきれない子どもに対して個別対応職員により1対1での個別ケアを行うことにより、より子どもの健全な育成を図ることができると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 被虐待児個別対応職員の配置か所数の拡充を通じて、問題行動の多い子どもを個別対応することにより、個別的なケアが確保されることになり、入所児童の健全な育成の実効性が確保されると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、児童養護施設等の入所児童の健全な育成を充実させる観点から、被虐待児個別対応職員を引き続き配置していくこととした。</p> <p>平成20年度予算概算要求額(児童入所施設措置費):77,965百万円の内数[平成19年度予算額(児童入所施設措置費):75,255百万円の内数]</p>	○	-

※ 継続事業に関する事業評価書については、平成19年8月31日付けで総務省あて送付している。

<成果重視事業に関する事業評価書(事後)>

概算要求への反映欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

[概算要求への反映]

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

[機構・定員要求への反映]

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

No.	政策(事業)の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況		
			【政策評価結果の平成20年度予算概算要求等への反映内容】	概算要求への反映	機構・定員要求への反映
51	感染症発生動向調査事業(Ⅰ-5-1)	<p>(事業の概要) 感染症発生情報をリアルタイムで各自治体に提供し、感染症の発生・拡大を防止するためのシステム開発・整備を行う事業である。</p> <p>(総合的な評価) ・有効性 定量的目標である『「細菌性赤痢」「腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)」の年間報告数10%削減』については、 ①「細菌性赤痢」においては、平成11年度の現行感染症法施行後、17年度末までの平均報告数(661)と、平成18年度報告数(速報値)を比較すると、約27%の減少を示している。また、平成17年度と18年度の比較(システム稼働開始は18年4月)でも13%減少しており、一定の効果があつたものと考えられる。 ②腸管出血性大腸菌感染症については対平均報告数、対前年報告数ともに増加しており、今後の報告数の推移を見守りたい。</p> <p>・効率性 システムは安定稼働(※参考)しており、自治体等関係者へのリアルタイム情報還元が実現されたことにより、感染症対策の迅速な実施が可能となったが、これは他の手段によっては代替できないものと考えられることから、一定の効率性を有するものである。</p> <p>※参考 「感染症発生動向調査における集計等システムSLA報告書」より 1 システム稼働率(※) 100.0% 2 システムレスポンスタイム 1.0~3.3秒 3 ソフトウェア品質 致命的バグ 0件 ※システム稼働率=(総稼働予定時間-システム停止時間)÷総稼働予定時間</p>	本事業は、平成16年度から平成18年度でシステムの構築を行うものであり、平成19・20年度は予算要求していない。	-	-
52	健康増進総合支援システム事業(Ⅰ-12-2)	<p>(事業の概要) 生活習慣病の主要因である国民の生活改善を行うためには、必要な情報提供や継続的専門指導の実施プログラムなどが不可欠であり、現行の健康情報システムを再構築し、科学的知見に基づく正しい情報の発信、保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの開発を行う事業である。</p> <p>(総合的な評価) インターネット等を活用して、①科学的知見に基づく正しい情報の発信、②自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムの開発、③保健師等専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの開発を平成19年度に行う。 当該事業を国が行うことは、医療関係機関等の科学的知見に基づく正しい情報の共有化が図れるため効率的である。 また、生活習慣の行動変容に基づくシステムをインターネットを通じて利用することにより、国民自ら健康管理を行うことが可能となるため有効である。</p>	本事業は、平成17年度から平成19年度でシステムの構築を行うものであり、平成20年度は予算要求していない。	-	-
53	マンモグラフィ緊急整備事業(Ⅸ-3-1)	<p>(事業の概要) 本事業は、平成17・18年度にマンモグラフィを整備する費用に対して国庫補助を行うものである。 これにより、市町村において実施するマンモグラフィによる乳がん検診を促進し、乳がん検診の受診率を向上させ、乳がん患者を早期に発見し、死亡率の減少に資することとなる。</p> <p>(総合的な評価) 平成17年度地域保健・老人保健事業報告より、市町村におけるマンモグラフィによる乳がん検診の受診者数は約160万人、うち、発見した乳がん患者は目標の2倍以上となる4,398人であり、平成17年度については目標を十分達成したと評価できる。 なお、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年3月に公表予定である。</p>	本事業は、平成17・18年度にマンモグラフィを整備する費用に対して国庫補助を行うものであり、平成19・20年度は予算要求していない。	-	-
54	厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業(XⅡ-1-1)	<p>(事業の概要) 平成16年3月に策定された「共通システムの見直し方針」に基づき、府省内ネットワークの集約化・共用化を実施し、府省内のLANで運用する電子メールシステム、電子掲示板等の基本システムを統一するとともに、LANの運用管理業務の集中化を図るものである。</p> <p>(総合的な評価) 最適化実施により、これまで別に調達していたインターネット回線を中核的LANシステムの更改(2005年7月)と一括して調達したところ、予定していたとおり、年間22,800千円が経費削減され、また、中核的LANシステムの更改を実施することにより、運用等に職員が費やす年間約2,250時間の削減となり、目標値を達成したと評価できる。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、引き続き、地方機関との間の統合回線を拡充するための経費等を要求することとした。 (継続) ・厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業 (平成20年度予算概算要求額:245百万円[平成19年度予算額:139百万円])	○	-

55	<p>職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業(XII-1-1)</p>	<p>(事業の概要)  職業安定行政関係業務の業務・システム最適化にあたっては、「予算効率の高い簡素な政府の実現」を目標として、「利用者の利便性の維持・向上」、「業務の効率化・合理化」、「安全性・信頼性の確保」及び「経費削減」の4つを基本理念として、以下を実施する。  【実施施策(主なもの)】  1 利用者(国民、事業主)の利便性の向上  事業主等の事務手続きにかかる負担軽減、利用者向けの求人情報提供サービスの向上を図る。  2 業務の処理の効率化・合理化  職業安定行政関係業務においては、利用者と対面で行う業務が根幹となることから、失業の認定、職業相談・職業紹介、事業主指導等に十分に時間をかけて対応できる体制の確保を図る。  3 システム機能の統廃合・システム構成の見直し  これまで別のシステムとして構築・運用されてきた総合的雇用情報システム、雇用保険トータルシステム等については、「職業安定行政関係システム(仮称)」として一体化する。  4 安全性・信頼性の確保  職業安定行政関係業務が大量の企業情報、個人情報を扱う業務であることを考慮して、セキュリティの確保等に万全を期す。  5 調達における透明性の確保  システムの調達や契約に関する透明性や公平性の向上を推進する。  6 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備  ITガバナンスの強化とPDCAサイクルの確立</p> <p>(総合的な評価)  1 削減経費  平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。  2 削減業務処理時間  平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。  3 オンライン申請利用率  促進策の推進を行ってきたが、目標率達成には至らなかった。</p>	<p>○予算要求  評価結果を踏まえ、利用者(国民、事業主)の利便性の向上等職業安定行政関係業務の業務・システム最適化を図るため、引き続き、所要の予算を要求することとした。</p> <p>(継続)  ・職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業  (平成20年度予算概算要求額:12,379百万円[平成19年度予算額:8,071百万円])</p>	○	-
56	<p>労災保険給付業務の業務・システム最適化事業(XII-1-1)</p>	<p>(事業の概要)  1 労災保険給付における本省払いへの集約化  労災保険の給付事務のうち、都道府県労働局及び労働基準監督署において行っている支払事務を本省に集中化する。  2 システム化による業務効率化  次の業務をシステム化することにより業務の効率化を図る。  ① 労災保険特別加入に係る承認・給付業務  ② 第三者行為災害における求償業務  ③ 義肢等の支給業務  ④ 各種統計の集計業務  ⑤ 認定等の支援業務  3 メインフレームのオープン化  メインフレームを廃止してオープン化するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、柔軟性・拡張性の高いシステムとする。  4 他のシステムとの連携強化  他のシステムとの連携を強化し、基礎年金番号を利用しての支給調整等の業務を適正かつ迅速に行う。</p> <p>(総合的な評価)  1 削減経費  平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。  2 削減業務処理時間  平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。  3 オンライン申請  利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ向上したが、目標値達成には至らなかった。</p>	<p>○予算要求  平成20年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。</p> <p>(継続)  ・労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費  (平成20年度予算概算要求額:4,516百万円[平成19年度予算額:1,505百万円])</p>	○	-

57	<p>監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業(XII-1-1)</p>	<p>(事業の概要)</p> <p>1 相談業務の効率化のための対応  (1) 府省共通業務・システムである「苦情・相談対応業務」の業務・システムの最適化の動向を踏まえ、府省共通業務・システムを積極的に活用する。  (2) 労働相談窓口支援システムを構築する。  (3) 録音音声等に対応する機能や、インターネットを利用したホームページの画面案内(FAQの掲載等)により365日24時間対応が可能なシステムを構築する。</p> <p>2 免許管理業務の集中化等  免許管理業務の集中化を行い、免許証の作成を自動化する。</p> <p>3 手作業業務のシステム化  労働基準関係法令違反の申告に対する申告処理業務、未払賃金立替払業務、特定機械管理等業務などの手作業業務をシステム化する。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>1 削減経費  平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間  平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請  利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ向上したが、目標値達成には至らなかった。</p>	<p>○予算要求  平成20年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。</p> <p>(継続)  ・労働基準行政システムの最適化実施に必要な経費  (平成20年度予算概算要求額:4,670百万円[平成19年度予算額:770百万円])</p>	○	-
58	<p>労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業(XII-1-1)</p>	<p>(事業の概要)</p> <p>1 労働・社会保険関係手続のワンストップ化  労働保険適用徴収関係手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいずれか一方所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。  また、事業場を特定する番号について、雇用保険給付に係るシステムで用いている番号との統一化による同システムとのデータの共有化を行う。さらに、社会保険との事業場(事業所)コードの共通化に向けた検討を進めるとともに、法人コードを記録することを検討する。</p> <p>2 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化  都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転元及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。</p> <p>3 申告書等の書類管理のシステム化  年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係わる業務の合理化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。</p> <p>4 問い合わせ対応業務等の外部委託化  従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う「集中事務処理センター(仮称)」にて、集中的かつ効率的に対応する。</p> <p>5 電子申請システムの見直しによる事業主等の電子申請時の負担の軽減等による電子申請の利用促進  府省共通業務・システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」の最適化計画に沿って整備されるe-Gov(電子政府の総合窓口)に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化(多様なオペレーティングシステムが利用可能となる)、Web化(プログラムのダウンロード等を不要となる)、仕様の公開(事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる)及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。  また、申請書等の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。</p> <p>6 届出書類作成支援機能の提供  従来、読み取り装置の関係で指定用紙であった届出様式を、事業主等がパソコンで普通用紙を用いて作成し、届出を可能とする機能をインターネットで提供することにより、事業主等が行う届出書類作成業務の簡素化を図る。</p> <p>7 メインフレームのオープン化  再構築によりメインフレームをオープン化することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>1 削減経費  2006(平成18)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間  2006(平成18)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請  利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ向上したが、目標値達成には至らなかった。</p>	<p>○予算要求  評価結果を踏まえ、労働・社会保険関係手続のワンストップ化を図るため、引き続き、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求することとした。</p> <p>(継続)  ・労働保険適用徴収システムの最適化実施に必要な経費  (平成20年度予算概算要求額:6,843百万円[平成19年度予算額:5,169百万円])</p>	○	-

※ 成果重視事業に関する事業評価書については、平成19年8月31日付けで総務省あて送付している。

事業名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
簡易水道等施設整備事業	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。評価の対象となる63地区について評価を実施したところ、休止とした地区が2地区、中止とした地区が1地区、継続すべきとした地区が60地区となった。	評価結果を踏まえ、25地区を継続する。
水道水源開発等施設整備事業		<p>評価結果を踏まえ、33地区を継続し、2地区を休止、1地区を中止する。</p> <p>(休止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県 事業者名：津軽広域水道企業団 事業名：特定広域化施設整備費 総事業費：16,617,200千円 給水量及び工事内容等についての協議が必要となるため、事業を一時休止するものである。</li> <li>・島根県 事業者名：松江市 事業名：高度浄水施設等整備費 総事業費：941,760千円 水源が被災したため、復旧まで事業を延長するものである。</li> </ul> <p>(中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県 事業者名：津軽広域水道企業団 事業名：水道水源開発施設整備費 総事業費：1,000,500千円 将来の水需要を検討した結果、代替の水源から受水することにより、対応できることとなったものである。</li> </ul>
水道水源開発施設整備事業		評価結果を踏まえ、2地区を継続する。
計63地区のうち、60地区を継続し、2地区を休止し、1地区を中止する。		

※ 個別公共事業に関する事業評価(再評価)書については、平成19年4月10日付けで総務省あて送付している。

< 研究事業に関する事業評価(事後評価) >

研究分野等(研究課題数)	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況	
I 行政政策研究分野 1 行政政策研究(31) 2 厚生労働科学特別研究(31)	<p>研究成果は学術誌に掲載されているとともに、行政的課題の解決に役立っている。行政的要請に応じて分類した4つの研究分野について、それぞれ要請されている要素を明確に整理して、それぞれの領域で行政的に「必要な」研究課題の公募がなされている。</p> <p>また、研究班を構成する研究者等の協力により広範な症例が収集されるなど、研究は効率的に実施されているとともに、保健医療福祉の現場にある実践者の積極的な協力が保健医療福祉分野の現状把握と課題の解決に大きな役割を果たしている。併せて、限られた予算の中で、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択され、研究が実施されているとともに、評価方法についても適切に評価され、各研究事業の評価委員会における評価委員がその分野の最新の知見に照らした評価を行い、その結果のもとに研究費が配分されている。</p>	計502件につき、今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際し反映する予定である。	
II 厚生科学基盤研究分野			
3 先端的基盤開発研究(122)			
4 臨床応用基盤研究(22)			
III 疾病・障害対策研究分野			
5 長寿科学総合研究(40)			
6 子ども家庭総合研究(19)			
7 第3次対がん総合戦略研究(17)			
8 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究(20)			
9 障害関連研究(23)			

10 エイズ・肝炎・新興再興感染症研究(29)
11 免疫アレルギー疾患予防・治療研究(8)
12 こころの健康科学研究(26)
13 難治性疾患克服研究(8)
IV 健康安全確保総合研究分野
14 医療安全・医療技術評価総合研究(42)
15 労働安全衛生総合研究(7)
16 食品医薬品等リスク分析研究(45)
17 地域健康危機管理研究(13)

※ 研究事業に関する事業評価書(事後評価)については、平成19年8月30日付けで総務省あて送付している。